

# 官報 号外 平成十年十月五日

## ○ 第百四十三回 参議院会議録第十三号

平成十年十月五日(月曜日)

午後一時六分開議

○ 議事日程 第十三号

平成十年十月五日

午後一時 本会議

第一 債権管理回収業に関する特別措置法案、

金融機関等が有する抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案

(衆第七号)、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、金融機能の正常化に関する特別措置法案(参第一号)、預金保険法の一部を改止する法律案(参第二号)、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(趣旨説明)

○ 本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○ 議長(兼審十朗君) これより会議を開きます。

この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する調査のため、委員三十五名から成る日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(兼審十朗君) 御異議ないと認めます。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置することに決しました。

○ 議長(兼審十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

科学技術会議議員に前田勝之助君を、

宇宙開発委員会委員に澤田茂生君を、

国会等移転審議会委員に新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江満君、上恵君、宮島洋君、森亘君及び鶴尾悦也君、公安審査委員会委員、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち須田寅君及び八島俊章君並びに中央労働委員会委員のうち岡部晃三君、諏訪康雄君、花見忠君及び若菜允子君の任命について

議長の指名した委員は左のとおり

○ 日本国債清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

市川 一朗君 加藤 紀文君

岸 宏一君 国井 正幸君

佐藤 昭郎君 斎藤 滋宣君

常田 享許君 鈴木 正孝君

仲道 俊哉君 中曾根弘文君

馳 浩君 成瀬 守重君

若林 正俊君 依田 智治君

郡司 彰君 谷林 正昭君

藤井 俊男君 藤井 俊男君

和田 洋子君 和田 洋子君

魚住裕一郎君 弘友 和夫君

戸田 邦司君 富権 練三君

測上 貞雄君 渡辺 秀央君

日笠 勝之君 村沢 牧君

荒木 清寛君 宮本 岳志君

須藤美也子君 村沢 牧君

山下八洲夫君 渡辺 秀央君

一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諏訪康雄君、谷口隆志君、西田典之君、花見忠君、横溝正子君及び若菜允子君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、科学技術会議議員、国会等移転審議会委員のうち新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江満君、上恵君、宮島洋君、森亘君及び鶴尾悦也君、公安審査委員会委員、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち須田寅君及び八島俊章君並びに中央労働委員会委員のうち岡部晃三君、諏訪康雄君、花見忠君及び若菜允子君の任命について

郎君、堀江満君、牧野洋一君、溝上恵君、宮島洋君、森亘君及び鶴尾悦也君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に伊藤卓雄君及び加藤信世君を、

中央更生保護審査会委員に深澤道子君を、

公安審査委員会委員に大川隆康君及び山崎恵美子君を、

運輸審議会委員に大堀太千男君、佐々木建成君及び滝田あゆち君を、

電波監理審議会委員に岩男寿美子君を、

日本放送協会経営委員会委員に須田寅君、宮崎満君及び八島俊章君を、

労働保険審査会委員に藤村誠君を、

また、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諏訪康雄君、谷口隆志君、西田典之君、花見忠君、横溝正子君及び若菜允子君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたしました。

まず、科学技術会議議員、国会等移転審議会委員のうち新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江満君、上恵君、宮島洋君、森亘君及び鶴尾悦也君、公安審査委員会委員、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち須田寅君及び八島俊章君並びに中央労働委員会委員のうち岡部晃三君、諏訪康雄君、花見忠君及び若菜允子君の任命について



官報 (号外)

関等が有する債権はその多くが根抵当権つき債権であるので、その譲渡の円滑化を図るために臨時の措置を定めようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、金融機関等が根抵当権により担保される債権を共同債権買取機構、整理回収銀行、サービス等の債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、売却する旨及び新たに元本を発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法の定める元本の確定事由に該当するものとみなすこととしております。

第二に、これにより元本が確定した場合の登記は、根抵当権の移転の登記とともに申請する場合に限り、債務者等の根抵当権設定者と共同で申請しなくとも、根抵当権者のみで申請することができるとしております。

次に、競売手続の円滑化等を図るための関係法

律の整備に関する法律案についてであります。

この法律案は、不動産競売手続において不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じておる等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正しようとすることであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、執行妨害を排除する觀点から、不当な執行抗告の制限、買い受けの申し出をした差し押さえ債権者のための保全処分の制度等を新設するとともに、執行官等の調査権限を強化することとしております。

第二に、手続の迅速処理を図る観点から、配当期日の呼び出し状の送達方法の改善等のはか、売

却の見込みのない場合の特別の措置を定めることとしております。

第三に、競売制度を利用しやすいものにする観

点から、買い受け人が銀行等から融資を受けた場合の代金納付による登記の嘱託方法を改善し、買

い受け人が銀行ローンを活用する道を開くことと

しております。

第四に、抵当不動産に対する競売手続の開始等

があつたことを知ったときから一週間を経過した

ことにより、根抵当権の担保すべき元本が確定し

た場合の登記について、債務者等の根抵当権設定

者との共同申請を必要とせず、根抵当権者のみで

これを申請することができるとしております。

以上がこの臨時措置法案の趣旨であります。

なお、衆議院において二法案について所要の修

正が施されましたので、御説明いたします。

第一に、本法が金融機関等の不良債権処理が現

下喫緊の課題となつておる状況に対応するための

ものであることを明記することとしたしました。

第二に、取扱対象債権につき、原案で規定され

ていたもののうち資金業者の有する貸付債権につ

いては、金融機関系列の資金業者が有する不動産

担保つき事業者向け貸付債権に限定することといたしました。

第三に、悪質な取り立て行為を防止し債務者の

人権を擁護するとの觀点から、債権回収に當た

り、偽りその他不正な手段を用いるとの禁止、

利害制限法に違反する約定のなされた債権の履行

要求の禁止、資金業者から借り入れて弁済するこ

とを要求することの禁止、法律上支払い義務のな

い者に対する請求の禁止等、従来、省令で規定す

る予定であったものなどについて、可能な限り具

体的に法文に盛り込むこととして、その明確化を

図った上、暴力団員等の使用、白紙委任状の取得

及び虚偽広告の禁止について新たに罰則を設ける

こととしたしました。

明申し上げます。

第四に、本制度については、金融機関等の有す

る不良債権の処理に焦点を合わせた制度として導

入するものであることから、五年後をめどとして

実施状況等を勘査して検討を加え、必要な措置を

講ずることとしております。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保

される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置を

設置したこととしております。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保

される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置を

平成十年十月五日 参議院会議録第十二号

(補) 借権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関の整備、預金保険法等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための特例法案、預金保険法の一部を改正する法律案(衆第十七号)、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(參第一号)、預金保険法の一部を改正する法律案(參第二号)、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(參第三号)。

ます、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律について御説明申し上げます。

昨年秋の大型金融破綻から一年近い時間が経過しようとしています。この間、我が国の金融システムに対する内外の信頼は大きく失われ、今や多くの金融機関が不良債権という重い病を患っています。その最大の責任はもちろん政府にあります。金融機関の病のひどさを知りながら、国民に対する対応は軽いといふ偽りのカルテを示しました。金融機関の病のひどさを満足に施しませんでした。しかも、一兆八千億円という巨額のお金をかけてまで打った高価な栄養剤は、全く効き目のないものでした。

このような状況に対応し、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るために、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した銀行の特別公的管理の制度を設けること等により、信用秩序の維持及び預金者等の保護を確保することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、新たに設置される金融再生委員会が主体となって、金融機関の破綻処理を二〇〇一年三月までに集中的に実施することとしておりました。その際、破綻処理の原則として、破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとすること、破綻したものとすること、預金者等を保護するものとす

ること、金融機関の金融仲介機能を維持するものとする」と、金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすることという六つの原則を掲げています。

第二に、金融機関の財務内容等の透明性を確保するため、金融機関に対して、定期的な資産の査定の実施と公表とを義務づけることとしております。

第三に、金融機関が破綻した場合に、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融再生委員会が裁判所の認可を受けて、当該破綻金融機

関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ぜる処分をすることができるとしております。

第四に、銀行が破綻した場合に、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態が、当該破綻銀行が業務を行っている地域または分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該

地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合は、金融再生委員会は裁判所の認可を受けて当該破綻銀行の特別公的管

理の開始の決定をすることとしております。

第五に、公的資金による資本注入を認める金融

機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することとしております。

第六に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係

この法律案は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収

機構を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理

回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き続いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構による

破綻金融機構の営業を引き継ぐ受け皿金融機構への出資、特例業務の終了における累積欠損金の

国による負担、特定合併に係る資金援助の廃止等の措置を講ずる必要があることから提出した次第

であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置することとしております。

第一に、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置することとしております。

第一に、金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融制度及び証券取引制度の調査、企画及び立案をすること、破綻した金融機構の金融整理管

財人による管理、破綻した銀行の特別公的管理その他金融機構の破綻の処理に関する事務を執行すること、銀行業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関する事務を執行することとしております。

第一に、整理回収機構の職員は、その債権の回収に係る業務を行う場合において必要があるとき

は、債務者等が所有する不動産に立ち入り、現況を確認し、その者に質問し、または帳簿等についての説明を求めることが可能のこととしていま

す。

第一に、整理回収機構は、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構の営業の全部を引き継ぎ、その業務を行うことができるとしています。

次に、金融再生委員会設置法案について御説明申し上げます。

この法律案は、金融制度及び証券取引制度につ

いて調査、企画及び立案をするほか、我が国の金

融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機

機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案につ

いて御説明申し上げます。



以上、日本共产党提出の四法案の提案理由を申述べました。各党各会派の御賛同を心よりお願  
いいたします。(拍手)

○議長(高橋一朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。岡利定君。

岡利定君登壇 拍手

**先週**、東京株式市場では平均株価が暴落し、連日バブル崩壊後の安値を更新しております。去る一日発表された日銀短観によれば、景況感が一段と悪化しております。また、二日の経務庁発表の労働力調査によれば、八月の失業率は実質最悪となっております。実体経済の悪化に加え、金融システム不安、アジア、中南米等の世界的な金融市場の連鎖的混乱、相次ぐ大型企業倒産等から、我が国経済はデフレスペイラルさえ懸念されております。

このような厳しい状況の打開を求める国民の一切  
実な訴えにこたえるため、また、世界恐慌の引き  
金を日本が絶対に引かないためにも、金融の再  
生、景気回復の強力な対策を一刻も早く実行しな  
ければなりません。

衆議院段階において金融再生関連法案について  
連日連夜与野党協議が行われ、かつて例を見ない  
ような政治主導の議員立法による修正が行われ、  
本日ようやく参議院本会議の審議にこぎつけまし  
た。

さらに、破綻前の早期健全化措置のスキームが急ピッチで協議されておりますが、これが調つて初めて金融システムが安定するものと考えます。総理の見解をあわせてお伺いいたします。

大蔵大臣は、けさG-7から帰朝されたばかりであり、息つく間もなく本会議に出席いただき大変御苦労さまございました。

今回のG-7は、現在世界が直面している連鎖的金融危機をいかに防止するかが主要なテーマであり、日本の不況、金融システム不安について厳しい意見が出たと報道されております。G-7で日本に対して、特にどのような強い要請があつたのか、大蔵大臣としてこれにどのように対応されたのか、御説明をいただきたいと存じます。

次に、日本長期信用銀行に関して具体的にお伺いいたします。

今回の与野党合意案では、国が長銀の株式を強制取得し、一時国有化することになつております。長銀の処理過程を私なりの理解でまとめてみ

この間、長銀問題等に手間取る中で、戦後最大の破綻と言われる日本リースが会社更生法の手続に入りました。金融不安が一層深刻化する等、事態は急を告げております。

参議院においては、これらの法案が、現に発生し、また、将来予想される多様なシステムクリスクに的確、迅速に対応する事が十分できるかという観点から、できるだけ効率的に審議していべきであると考えます。

政府は、この與野党共同修正の金融再生関連法案について、金融危機管理の面から全体としてどのように評価されているか、總理にまずお伺いいたします。

の ような 理解 でよろしいのか、 不足 して いる 点か  
ないか、 発議者にお伺いいたします。

また、 この ような 处理 を的確 かつ 迅速 に行う 人  
材、 体制 をど の ように 確保 されるのか、 発議者か  
ら 国民 にわかりやすく 説明をお願いいたします。

一方、 長銀 の 处理 が 現実化 する 中で、 さまざま  
な 影響 が 実体経済 に 出る 可能性 が あります。 現  
に、 系列 ノンバンク の 最大手 である 日本リースが  
先ほど 申しました ように 会社更生法 を 申請いたし  
ました。 次いで、 日本リース の 子会社 である 日本  
リースオート も 会社更生法 を 申請いたしました。

長銀 は 系列 ノンバンク、 その 子会社 も 含め 多く  
の 企業 を 抱えて おり、 これら が 今後 続々 と 法的整  
理 の 過程 に 入つ て くる 可能性 が 高い と 思います。

長銀 以外 の 金融機関、 例えば 農林系 金融機関 も  
同様 に 貸し込ん でいる わけで、 これら 金融機関 は  
損失 の 拡大 を 恐れて 貸し出し の 回収 に 走る リスク  
が あります。 信用 収縮 が 広がる わけ で あります。

また 同時に、 雇用 問題 も 一段と 深刻化 すること が  
危惧 されます。

ますと、まず、金融再生委員会に設けられる株価  
算定委員会が決めた取得価格で預金保険機構が長  
期株式を取得し国有化する。国家管理のもとで、強  
制的に店舗や厳しいリストラを進め、同時に経営  
陣の責任を追及する。また、不良債権は日本版R  
TC、すなわち、整理回収機構に時価で売却さ  
れ、そこで回収が図られる。そうした国有化を経  
た後、受け皿となる銀行が国有株の譲渡を受け、  
旧長銀を子会社化する。加えて、受け皿となる銀  
行へは自己資金不足を補う目的で公的資金の投  
入ができるスキームも用意されている。

概略、以上のように理解しているわけです。こ  
のような理解でよろしいのか、不足している点が

し、金融機関の破綻処理に有效地機能すれば、外の市場からも日本経済が評価を受けるようになるものと考えます。また、六月に成立した平成十一年度第一次補正予算の効果が秋口ころから出てくると思われ、景気に明るい見通しが期待できるのではないかと思っております。さらに、強いインパクトを持った第二次補正予算の前倒し編成等の強力な景気立てに入れ策を検討すべきときではないでしょうか。現在の景気認識と景気対策の具体的対応について総理にお伺いいたします。

次に、貸し渋りについてお尋ねします。

先般、日本銀行が金融緩和策を決め、実行したことにより、潤沢かつ良質な資金が金融機関を通じて企業に供給していくことが期待されます。しかし、短期金利を史上最低に誘導しても、銀行の貸し渋りがあつては何もなりません。銀行を救済するだけではないのかという批判が出てまいります。また、政府は保証補完制度と政府系金融機関の融資制度の拡充を内容とする貸し渋り大綱を閣議決定し、これを受けて先月三十日に本院にお

総理として大蔵大臣は、長銀の国有化から波及して生ずるこうしたさまざまな問題についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。あわせて、行政としては影響を最小限に食いとめるよう最大限の努力をしなければなりませんが、具体的にどのような手立てを講じるお考えなのか、政策認識をお聞かせいただきたいと思います。

官 報 (号 外)

いて中小企業信用保険法改正案が成立しました。しかし、これを実効あるものにするためには、やはり速決かつ弾力的に行なうことが重要であります。貸し渋り解消にかける通産大臣の御決意をお尋ねいたします。

金融機関の破綻は、内外に大きな影響を及ぼします。このようなシステムリスクを回避するため、システムとして、一時国有化による特別公的管

し、また、実体経済にも大変な打撃を与えます。また、これが有効に機能するためには金融再生委員会の役割が重要であります。金融再生委員会は、どのような権限と責任を持たせようとするべきか、発議者にお尋ねいたします。

また、一時国有化のために銀行の株を強制取扱するに当たり、株価算定委員会で適正な評価をすることになりますが、株主の財産権の問題や、高く評価すれば不測の損害を国に与えるといったような問題も含んでおります。このように問題についての見解と具体的な対応をどのように考えておられるか、発議者にお尋ねいたします。

大手銀行が破綻した場合、今まで経験したことのない大きな影響があり、公的資金を投入してこれを救済した方が処理コストや影響は小さくて済むということは理解できるところであります。しかし、金融機関がリストラを初めとする経営合意化にしつかり取り組んでいるというようには受けとめられはおりません。逆に、経営実態がわからぬといふとか、頭取経験者ともなれば非常識とも見える巨額の退職慰労金をもらっているとかの実態、さらに銀行の貸し渋り、厳しい資金回収等に対するさまざまなる批判に満ち満ちております。(ハ)

的資金の注入の前提是、経営状況の情報開示とともに経営者や株主の責任の追及とリストラを強力に進めることであります。法案にもそのことがきちんと規定されているところでありますが、大臣の認識をお伺いいたします。

最後に、特別公的管理に移った場合、健全な借り手の保護はどのようになるのか。さらに、経営者のモラルハザードは防げても国の責任において破綻処理をしなければならず、処理コストがブリッジバンクより高いものになるのではないか。また、ブリッジバンクにしてもこの処理が決まりた途端、この銀行は市場から資金が取れなくなり預金者も逃げ出していくのではないか。このような金融機関に優良かつ健全な借り手を守ることができるのかといったよろいろな心配がありますが、これらの点を踏まえて対応をしっかりとやっていただきたく、總理に金融再生にかける決意をお最後にお尋ねして、私の質問を終わります。

長銀の処理についてお尋ねがございました。  
長銀につきましては、金融監督庁による検査結果の公表を待っているところであります。仮に長銀が債務超過であることが判明した場合、または資金繰りに行き詰まって日銀特融が発動された場合は、長銀は破綻したということになりますから、金融整理事務官による管理、公的ブリッジバンクまたは特別公的管理のいずれかの処理方法をとることになります。その中でも、金融システムに与える影響の大きさから考えますと、特別公的

特別公的管理の開始が決定されると、金融再生委員会が長銀について破綻のおそれがあると認めた場合も、特別公的管理を開始することができます。

生委員会は発行済み株式全株を直ちに取得いたします。株式の対価は、長銀の純資産額を基礎とし、株価算定委員会が決定をいたします。当然のことながら、純資産額は長銀が発表している数字ではなく、改めて厳格な資産査定を実施した上での数字となります。

こうして国有化された時点で長銀の株主は株主責任をとらざるとともに、金融再生委員会により経営者全員が解任され、新経営者が選任されます。そして新しい経営者のもとで預金者に対する預金の払い戻しや健全な債務者に対する融資業務を継続しながら、人員削減や給与の引き下げ、営業店の縮小等といった経営合理化が進められています。その間、不良債権は整理回収機構に時価で売却されるので、仮に国有化銀行が債務超過に陥った場合は、預金者保護のための公

これらの過程を経まして、これは住友信託銀行とは限りませんが、国営化銀行はほかの金融機関への営業譲渡または株式譲渡により最終的に整理されることになります。その際、国営化銀行が債務超過であってかつ営業譲り受けにより受け皿銀行の自己資本比率が低下する場合は、その比率の回復を図る範囲に限って預金保険機構が優先株式等の引き受け等を行います。

このような処理を的確、迅速に行う人材、体制の確保についてお尋ねでありますが、政府にすべ

次に、金融再生委員会にどのような権限と責任を持たせるのかというお尋ねがございました。これを押しつけるだけではなく、民主党としても可能な限り協力をさせていただきたいと考えております。

金融再生委員会の主要な権限は、金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画立案、金融機関の破綻処理、銀行の検査・監督等であります。これまでの金融行政は、大蔵省、金融監督庁、預金保険機構及び金融危機管理審査委員会と権限がばらばらで分散しておりまして、長銀等に対する資本注入についての責任もあいまいであります。金融再生委員会を設置することにより、金融行政に関する責任体制はより明確になります。つまり、金融再生委員会は、特命大臣を長として金融破綻処理と金融機能再生に一元的に責任を負うことともに、三条委員会として公正さを確保しながら業務を遂行することになります。

次に、特別公的管理の開始により国が取得する株式の対価をどう決定するかという問題について尋ねがありました。

先ほど述べましたように、株式の対価は、特別公的管理銀行の純資産額を基礎として、株価算定委員会が決定をいたします。これは、一般的の株式会社を清算するときに株主に対する配当を決定するときと同じ考え方です。つまりは清算価値に基づいて算定するということになりますから、公正な対価を決定することが十分可能であると考えております。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 岡利定議員にお答え申上げます。

(國務大臣小淵惠三君登壇、拍手)  
○國務大臣(小淵恵三君) 岡利定議員に  
し上げます。

(國務大臣小瀬恵三君登壇、拍手)  
○國務大臣(小瀬恵三君) 岡利定議員にお答え申  
し上げます。

お答え申



恐らくどなたも御異議がないのだと思います。

ただ、日本の現状は非常に大きな貸し出しを実でござりますから、そういうところを非常に厳しくいたしますと、銀行としてはすぐ信用の収縮を図る、いわゆる貸し渋りに出ることは、銀行としては内容をよくしなければならないということです、理由があるといえはございましょうが、急速に起こりますときには、国民経済、殊に中小企業は極端な貸し渋りを受けることになります。したがいまして、これはどれがいい悪いというよりは、厳しい方がいいに決まっておりますけれども、現実の政策判断としてどのぐらいのところがいいかということを、やはり御配慮いただくなつたが一つ大事なことではないかと思つております。

○議長(鷹野朗君) 足立良平君  
〔足立良平君登壇、拍手〕  
○足立良平君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となつております金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案外閣連法案について質問いたします。  
平成三年のバブルの崩壊後、不良債権問題等困難な経済構造改革を先送りしてきた歴代自民党を中心とした内閣の怠慢と経済・財政・金融政策の失敗により、今日我が国経済は危機的状況にあります。  
このような中、今回、野党案をベースに与野党が共同で金融再生法案をまとめ上げられました。日本経済のまさに根幹にかかわる重要法案を、官僚主導ではなく国民から直接選挙によって選ばれた国会議員同士の議論の積み重ねの中で、極めて緻密で実効性のあるものに仕上げられたことは、

たことを厳しく私は指摘せざるを得ません。  
すなわち、総理は、訪米前の九月十八日の党首会談において、長銀問題について野党三会派提出の金融再生法案で対処することを確認されました。にもかかわらず、その直後に自民党首脳が合意に反することを表明したばかりか、総理御自身もニューヨークで、長銀に公的資金を投入し、住友信託銀行と合併させる旨発言をされているのであります。このように、総理御自身が党首会談の合意を踏みにじったことで与野党間の信頼関係が損なわれ、その修復にかなりの時間を費やさざるを得なかつたのであります。

交渉過程において与野党がそれぞれの立場で取引を引きをするのは、交渉である以上あるいはやむを得ないのかもしれません。しかし、一たん交渉がまとまつた以上、その結論が仮に当初の意図に反していたとしても、敢然と守っていくことが政黨政治の王道でなければなりません。今回的小潮連理及び自民党首脳の一連の発言は、公党としての信義誠実の原則に反するものと言わざるを得ない

待をされてまいりました。しかし、この法案修正の過程で一体どのように指導力を発揮されたのでありますか。政府案を提案した責任者であるにもかかわらず、当事者としてではなく評論家のごとく事態を静観していたのは、まさしく責任放棄であり、日本の金融を再生させるとの気概が全く私には伝わってまいりません。大蔵大臣の見解を求めます。

加えて、大蔵大臣に改めて見解を明確にしていただきたいことがあります。財政、金融の完全分離及び金融行政の一元化を平成十二年一月一日までに施行する旨与野党間で確認をいたしました。大蔵省としては、この確認に従って、今後、財政、金融の分離を実質骨抜きにしようとするなど抵抗を一切しないことをこの場で明言していただきたいと考えます。

次に、提案者に質問をいたします。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案外閣連法案には、金融機関に厳格なディスクロージャー義務づけること、これまで失敗続きだった大蔵省ではなく、新たに設置する金融再生

本大綱に盛り込まれました特別保証制度の創設等の対策については、本年十月一日から実施しているところであり、これらにより資金規模において総額四十兆円を超える対応が可能であると考えております。

れてから既に今日まで一ヵ月が過ぎているわけであります。日本のみならず世界の市場が不安定の中、このように長い時間がかかり、その間に経済はさらに悪化していることは極めて残念でなりません。日本経済は三期連続マイナス成長といつまさに危機的状況にあります。このような経済情勢に対処するには、国会審議の迅速性が不可欠であります。しかし、今回、小渕総理のあいまいな態度や発言により、全くむだな時間が過ぎてしまつた。首相経験者で経済に明るい宮澤大蔵大臣は、平成の高橋是清と言われ、小渕総理の掲げる経済再生内閣の日玉として再登場され、金融を初めとした経済政策に指導力を發揮することが期待されます。

いこと、破綻処理方法として大手銀行の連鎖破綻にも対応できる特別公的管理のスキームを用意したことなど、これまでの金融行政とは明らかに異なり、国際経済の信頼にたえ得る新たなスキームが盛り込まれていると考えます。そこで、これらの法案の理念や具体的なスキームについて改めてお聞かせを願いたいと思います。

また、これらの法律案の施行に伴って、金融機関救済のための最大十三兆円の公的資金の投入を

金融機能安定化法に関する法律案の審議会設置法案の整備案、金融機関等が有する担保当権により担保される債権の処理の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競争手続の円滑化等を図る法律特別委員会設置法案、預保法案第一号、金保法案一部改正法案(衆第144号)、預金保険法の一部を改正する法律案(衆第145号)、金融再生委員会設置法案及び金融機関の安定化のための緊急措置に関する法律案に關する法律案

可能とした金融機能安定化法は廃止されることになりますが、金融機関の破綻処理に際して公的資金はどのような局面でどのように投入をされるのか、御説明を願います。また、破綻のおそれがある銀行についても特別公的管理ができるよう修正されましたが、この場合に公的資金はどう使いられるのか、お伺いをいたします。

破綻処理スキームの中で、特に特別公的管理は一時的に国が全株式を取得するというかなり思い切ったスキームであると考えます。この処理スキームは、金融危機を回避するためどのような実効性を発揮するのか、御説明をお願いいたしま。また、国が株式を強制的に取得することが憲法第一十九条で言う財産権の侵害に当たらないのか、あわせて御見解をお聞かせください。

最後に、G7と訪米に関連して宮澤大臣に質問をいたします。

G7共同声明は、日本経済の回復は世界にとって決定的に重要と指摘しております。私も同様に、景気回復と雇用対策は日本経済に課せられた緊急かつ最重要課題であると考えております。しかし、その一方で、宮澤大臣は追加的な景気刺激策に消極的との一部報道もあります。

政府としては、今後どのような景気刺激策をとる用意があるのか、減税はどのように行うのか、公共投資を行うのか、行う場合の予算規模はどの程度と見積もっているのか等々、具体的な御説明をいただきたいと思います。

共同声明は、存立可能な銀行に十分な規模の公的支援を迅速に適切な条件で実施する手段を含めた金融システム安定のための行動を日本に対しても要求いたしております。歳相は、G7各国が就任

以来のあなたの仕事ぶりについてどのように評価していると御認識されているのか、お聞かせください。

宮澤蔵相は、ルーピン米財務長官に対して、廃止になった十三兆円より減ることないと述べ、十三兆円以上の公的資本注入の仕組みを早期に導入することを約束したとされております。ルーピン長官に対し、このような約束を行ったのかどうか、真偽のほどをお聞かせください。

自民党から提示されているいわゆる金融システム早期健全化対策は、裁量的な資産査定によって金融機関経営の実態を十分にディスクローズしないのみならず、優良行に対しても公的資本注入を可能とするものです。これは換言すれば、廃止が事実上決まった十三兆円スキームの焼き直しを含んだ早期健全化対策であると言えます。つまり、宮澤蔵相の発言がこのような十三兆円スキームの実質的な復活を意図したものであるなら言語道断です。

第三に、納得のいく説明をお願いいたします。

憲政の神様との異名を持つ尾崎豊堂翁は、議会は打ち解けて国家全体のために懇談熱議すべき場所である。討論ではない、懇談熱議、お互いに譲り、力を合わせて国家全体の利益を図らなければなりません。その一方で、宮澤大臣は追加的な景気刺激策に消極的との一部報道もあります。

政府としては、今後どのような景気刺激策をとる用意があるのか、減税はどのように行うのか、公共投資を行うのか、行う場合の予算規模はどの程度と見積もっているのか等々、具体的な御説明をいただきたいと思います。

共同声明は、存立可能な銀行に十分な規模の公的支援を迅速に適切な条件で実施する手段を含めた金融システム安定のための行動を日本に対しても要求いたしております。歳相は、G7各国が就任

案外閣連法案の理念や特色についてお尋ねがございました。

第一に、隠ぺい、先送り、場当たりという言葉に象徴されます国民や市場の信頼を失った大感行政と決別するため、新たに金融再生委員会を設置して、金融機関の検査・監督に加えて、金融破綻処理制度及び金融機関に関する企画や立案、金融機関の破綻処理を担当させることといたしました。

第二に、金融機関の自己査定の結果の公表を義務づけ、金融機関の不良債権等の財務内容の透明性を高めることといたしました。ディスクローダーを義務づけることにつきましては、国民や市場の信頼を回復するためには避けて通れない道でありまして、金融業界に劇的な意識改革をもたらすものであると考えております。

第三に、破綻した金融機関の株主や経営者等の責任を明確化することといたしました。具体的には、株主についてはその出資の範囲内において株主責任をとらせる、すなわち損失を負担させ、経営者について民事、刑事上の責任を厳しく追及するなどの措置をとることになります。

第四に、破綻による影響が大きい金融機関については、特別公的管理という方法によって一時的に国の管理下に置き、預金者や健全な債務者あるいは決済システムを同時に保護しながら整理を進めることができます。

第五に、金融機能安定化法を廃止することによ

ることからも、国民の負担を極力抑制することができます。

次に、金融機関の破綻処理に際して、公的資金はどのような局面でどのように投入されるのか、特に破綻していない銀行が特別公的管理銀行となつた場合に、公的資金が使われるのかどうかについてお尋ねがありました。

銀行が破綻して特別公的管理の開始が決定されると、まず破綻銀行の発行済み株式全株を取得するために公的資金が使われます。ただし、株式の対価は厳格な資産査定を実施した上で純資産額を基礎として決定いたしますので、破綻銀行が債務超過であれば理論的にはゼロとなるわけです。

その後、不良債権は整理回収機構に時価で売却されることになりますので、その買い取り資金として公的資金が使われます。ただし、理論的には時価イコール回収可能額ということになりますから、この際使われた公的資金はいずれ回収されることになります。そして不良債権をすべて整理回収機構に売却した後、預金者を保護するため債務超過額に相当する金額を公的資金により穴埋めすることになります。

破綻するおそれのある銀行が特別公的管理銀行となつた場合には、厳格な資産査定を実施した上で、特別公的管理銀行が債務超過に陥れば、破綻銀行に準じて公的資金が使われることになります。

次に、特別公的管理のメリットについてのお尋ねがありました。

特別公的管理は、銀行が破綻した場合に、ほかの金融機関等の連鎖的な破綻を発生させ、我が國

の金融システムに極めて重大な障害を生ずるか、破綻銀行が業務を行っている地域または分野に極めて重大な障害が生ずるおそれがある場合に限り実施するものであります。

国が一〇〇%株主になるということは、非常に大きな信用力をつけるということでありますから、金融システムを守るためにこれ以上のことではありません。仮に大手銀行がすべて破綻するような非常事態が発生しても、特別公的管理スキームを使うことにより、我が国の金融システムは保護されることになります。

次に、国が株式を強制的に取得することが憲法

第二十九条で言う財産の侵害に当たらないのか

というお尋ねがありました。

憲法二十九条では、「私有財産は、正当な補償の下に、『公共のために用ひることができる。』と定めています。金融システムはまさに公共の財産でありまして、金融システムを維持するために破綻銀行の株式を国が取得することは憲法に違反しないと考えます。

なお、正当な補償をするため、取得する株式の対価は厳格な資産査定を実施した上で、純資産額を基礎として株価算定委員会が決定をいたしました。(拍手)

(國務大臣小淵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵三君) 足立良平議員にお答え申し上げます。

金融再生法案の修正の過程と私の対応についてお尋ねがございました。

金融再生問題については、先般の党首会談を踏まえまして、与野党間で精巧的に内容の詰めが行

われたわけでございます。その過程では、私は身、節目節目でみずから決断し、先般修正法案が最終的に取りまとめられ衆議院に提出され、可決の後、本日より本院で法案審議の運びとなつたものでございます。

私はいたしましては、金融システム全体の危機を絶対に起さないとの強い決意のもと、金融システムの安定に万全を期すべく全力を挙げていきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣(小淵三君)登壇、拍手)

○國務大臣(小淵三君) 御審議中の法案が、衆議院での修正協議の過程において、どう対応しておったかという御質問がございました。

このたび、この金融トータルプランに関して幾つかの政府提案、それから議員提案もなされました。

御審議の過程で、私は終始、これは全く新しい問題でござりますし、イデオロギーというものがそういう関係いたしませんから、政府案がベストだといふふうに私は必ずしも申し上げません、いろいろ御審議の過程でいい案がございましたらベターなものをおつくりいただきことは、私は少しもちゅうちょしないということを申し上げまいりました。

それから、G7についておまえはどう評価されたかというようなお尋ねでございましたが、我が

国が世界の経済問題の一つの大きな火元になつておるということは皆さんがよく知つておられて、

そういう結果として、このたびのよきな修正が行われまして、ともかく参議院に送付されることになりました。総理もそのように御発言がございました。

そういう結果として、このたびのよきな修正が行われまして、ともかく参議院に送付されることになりました。そのことは私は早期に立案をしていただきたいという趣旨からいたしましてよかつた」とたんだと思っております。

なお、実は修正の過程におきまして、各党、殊に野党からは、大蔵省がいろいろ立ち入ることを強く忌避されました。それは理由のあることですから、私も大蔵省の諸君に対しても余り出過ぎたことをしないようなどいふことを申したわけでございます。私自身も表立った行動を差し控えておきます。

金融監督庁が誕生いたしましたために、金融問題一般は大蔵大臣の所管でなくなつております。金融監督庁の所管になっておりますので、そういうことにかんがみましても野党のおっしゃることは意味のあることだと思っておりました。ともかく、申すことは与党を通じて希望は申しましたが、そのような行動をとつてまいりました。

一つは、金融監督庁が誕生いたしましたために、金融問題一般は大蔵大臣の所管でなくなつたことは、そういうことを申したんです。十三兆の枠組みは段階で十三兆円という仕組みはなくなつた、それが正確に理解をしております。それで、それがどうなるんだろうということを申しますから、私はとにかくなくなりましたと、しかし、今この参議院で御審議になつております金融再生関連法、この中に金融再生に関する資金が恐らく要るはずである。それは先ほど提案者がおっしゃつたとおりでございます。何もなくていいわけではない。

関係者、殊にルーピンは日本におけるこの事態の推移を非常によく知っていますので、このたびこの法案が衆議院で修正され参議院に送られた段階で十三兆円という仕組みはなくなつた、それは正確に理解をしております。それで、それがどうなるんだろうということを申しますから、私はこういうことを申したんです。十三兆の枠組みはとにかくなくなりましたと、しかし、今この参議院で御審議になつております金融再生関連法、この中に金融再生に関する資金が恐らく要るはずである。それは先ほど提案者がおっしゃつたとおりでございます。何もなくていいわけではない。

それから、もう少し先のことを申しましたら、早期健全化がもし法として成立いたしますと、ここでは確かにもつと金が必要となることになりますので、今の段階で実は私は答えられない、だけのものが要るかというこのとの与野党の合意もございませんし、それからそれをどういう法形式でやるかということも実はわかつておりますので、これはなるべく早くやつた方がいいのだと私は思いますけれども、具体的にそれは答え得ない、何かのことが行われなければならないと思つてゐるということは説明をいたしました。

もとより、別に何にも約束をいたしておりません。私は、何でもすることは自分の国がすればいいのであって、人に約束をするということは余り好みませんので、何も申しておりません。(拍手)

○議長(高橋十朗君) 森本晃司君。

森本晃司 著  
登場 挑手

○森本見司君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案外閣連法案につき質問をいたします。

小渕内閣が経済再生内閣と命名して出発してから早くも一ヵ月が過ぎ去りました。しかし、一向に不況打開の糸口は見えず、株価は下がり続け、ついには一万三千円を割り込むところまで下落し、完全失業者は四・二%で戦後最悪、完全失業者も過去最多の二百九十七万人となつております。その上、倒産は相次ぎ、日本経済は再生どころか、今や日本経済は、小渕ではなく、がけつ縁に立たされていると言つても決して過言ではありません。

これは、小渕総理が経済再生へのリーダーシップを全く發揮せず、丸のみ、丸投げの無責任な政治姿勢に終始しているからであります。総理には不況に苦しむ国民の声が聞こえていないのですか。総理には国民の怒りがわかつていないのですか。

今回、参議院に送られてきた金融再生関連法案も、与野党修正協議に政府・与党は修正を小出しにし、いたずらに時間を浪費、九月十八日の与野党合意でようやく決着したとだれしもが思ったのですが、そのままのままの案ではあります。その後から、長銀への公的資金の注入にこだわる訪米中の総理発言を初めとする自民党幹部の発言により、早急に処理すべき法案が迷走に続く迷走を繰り返してまいりました。

総理が口を開けば迅速かつスピーディーにといふ言葉をお使いになりますが、それとは全く逆

に、衆議院での審議入りから一ヶ月過ぎ、会期末までもうあとわずかというところでやっと本院で審議することになったのであります。總理、どうせ丸のみするのだったら、もっと早くスピーディーにならなかつたんですか。

党首会談の合意を踏みにじる発言は、法案の共同修正作業を大混乱させ、内外の市場に誤解を与えたました。その責任は極めて重大であり、政黨間の信頼を損なう悪質な背信行為であると言えます。總理は、このような事態に対してどのような対応をされたのか、またどう思っておられるのか、まずお尋ねいたします。

官澤大臣は、長銀は「特別公的管理で対処する」とした野党案に対し、長銀への資金投入との道が閉ざされると思い、党首会談の合意文書を「特別公的管理等」とするよう働きかけたと言われております。これが事実ならば、修正協議を阻害させたのは大蔵大臣自身ではないのですか。

あなたは平成の高橋是清ともてはやされて大蔵大臣に就任されました。高橋是清は四十二日間で昭和恐慌を鎮静させました。あなたは就任以来六十六日たちました。ますます事態は混迷を深めればかりではありませんか。混迷を開拓できない大蔵大臣はその責任をどう感じておられるのか、お尋ねを申し上げたい。

先ほど來の答弁を伺つておりますけれども、余りにも情けない、余りにもこの混迷を開拓しないとする姿が見えない、元気がなさ過ぎる。もう少しリーダーシップを發揮しながらやってもらいたい。

ともあれ、不協和音もありましたが、政府・自民党は提出法案を取り下げ、野党案をほぼ全面的

に受け入れ、譲歩したことは恐らく自民党政権下では前代未聞の画期的なことであります。大蔵大臣は、担当大臣として政府提出法律案を取り下げられたことをどう考えているのか、お答えいただきたいたい。

また、G-7御苦労さまでございました。世界経済がデフレ色を強めている中、ワシントンで行われたG-7の共同声明で我が国に対して名指しで注文をつけておりますが、主な協議事項、我が国としてこれにどのように対応していくのか、G-7に出席した大蔵大臣にお伺いいたします。

総理、野党案をほぼ丸のみに近い形で受けざるを得なかつた共同修正案をどのように評価しておられますか。また、野党案をほぼ丸のみしたことについて、自民党内からも、自民党は金融問題については落第だ、野党の党首に総理を譲ってはとの声が上がっています。身内をおさめずしてどうして国を治めることができるのですか。

秋の夕日はつるべ落としと言われておりますが、昨今の世論調査を見ておりますと、小渕内閣の支持率はまさにつるべ落とし、わずか一ヵ月で低いところからスタートしているにもかかわらず、一〇%ダウン、これだけは迅速にスピード一であつたと思う。総理、政権担当能力はもはや限界に来ているように見えますが、総理の率直なお考えをお伺いいたします。

次に、発議者である新党平和の石井議員にお伺いいたします。

おりますが、その経緯をあわせてお聞きいたします。  
バブルをつくり、その処理に失敗した長銀を中心とする金融機関の情報開示についても全く不十分で、国民が到底納得できるものではありません。今回の三党共同修正案では情報開示についてどのように取り扱われたのか、同じく発議者の西川議員にお聞きいたします。

次に、長銀の金融債についてお尋ねします。  
長銀は、金融債の発行等で資金調達しております。信用が著しく低下し、株価が額面割れの状況でも依然として金融債の発行が続いていることは疑問でなりません。長銀の金融債は自由な市場では消化できないと思うのですが、消化できるとすれば政府部門、例えば資金運用部、政府系金融機関あるいは日銀などが購入するしか考えられないのです。もし政府部門が購入しているとすれば、形を変えた公的資金の投入であり、国の財産保全の面からも大問題であります。購入しているのか、していないのか、引受け額を含め、大蔵大臣の明快な答弁を伺います。

聞くところによると、長銀の不良債権は九割が回収不能であり、その額も公表されている四、五倍はあるのではないかと言われております。住友信託も、住友銀行や大和証券との提携に参加する方向で、長銀との合併を見直す方向であるとも伝えられています。高橋社長をわざわざ官邸にまで呼んで説得された経理でありますか、もし合併が白紙になつたらどうされようとしているのか、所見を求めます。

日本経済は戦後最悪の状況であり、不況はさらにも悪化するおそれがあります。民間経済研究機関



機関管理回収率に関する特別割引法律案、金融機関等が有する預託並当権により担保される債権の譲渡法案、金融再生委員会設置法案等に附隨する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案(現行預金保険法)、金融再生委員会設置法の施行に付随する法律案(現行預金保険法)、金融監督委員会設置法案及び金融機関規制法の安定化にための緊急措置に関する法律案(現行規制法)等である。

四

等について金融機関業態別に差異を設けるなど十分な配慮を行い、現状に適合しつつ、めり張りをつけた効果的な情報公開を目指すことになるものと考えております。

以上です。(握手)

〔國務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕  
○國務大臣(小淵恵三君) 森本見司議員にお答へ  
申し上げます。

まず、金融再生法案の修正過程と私の対応について、厳しい御指摘をいただき、お尋ねをいただきました。

金融再生問題につきましては、先般の党首会談を踏まえまして与野党間で精力的に内容の詰めが行われ、また私自身、節目節目でみずから決断し、先般修正法案が取りまとめられ、衆議院に提出され、可決の後、本日、本院で法案の審議の運びとなつたものでございます。

申すまでもなく、政府・与党といたしまして

は、当初、政府原案を提出しておりました。しかし、その後の過程におきまして、各党間の精力的な話し合いによりまして、今日御審議をいたしておりますような議員立法の法案をまとめたわけでございまして、私いたしましては、当然政府の主宰者であると同時に党的最高責任者として、当初の原案がこうした形で変化していくということにつきましては種々議論のあったところでございますが、先ほど来、節田節田でみずから決断しと、いふ申し上げましたことは、いわばこうしたことにつきまして、各党間の熱心な御審議の過程で、いろいろな法案が成立する過程におきまして、私いたしましてもそうした状況を十分踏まえながら決断したこともこれまた事実であります

て、御理解もいただきたいと思っておる次第でござります。

共同修正案の評価についてのお尋ねであります  
が、金融再生問題につきましては、先般の党首会  
談を踏まえまして精力的に内容の詰めが行われて  
おりまして、本日より本院で法案審査の運びに  
なつておるということございまして、この法案  
が一日も早い成立されることを祈念しておるとい  
うことござります。

いずれにいたしましても、金融システムの再生  
と安定を図るため、法案の一日前も早い成立が重要  
であり、これまで修正法案の調整に御尽力をされ  
た関係者の御努力を多とするものでござります。

長銀と住友信託銀行の合併についてのお尋ねも  
ございましたが、長銀問題につきましては、与野  
党合意におきまして、これに適応できる特別公的  
管理の枠組みを確定し、新しい法律で規定した上  
で対処することとされたところでござります。

いづれにせよ、長銀問題につきましては、政府  
としては、与野党合意を踏まえた修正された新法  
が成立されることを望むとともに、新しい利用可  
能な枠組みのもとで適切に対処してまいりたいと  
考えております。

次に、景気対策と景気動向についての見解につ  
いてお尋ねがございました。

なるほど、現在、景気は低迷状態が長引いて極  
めて厳しい状態であることは深く認識をいたして  
おります。そのため、日本経済を再生するために  
総合経済対策を実施いたしておるところでござい  
ますが、先ほども御質問申し上げましたが、前に  
決定をされました十六兆円の一次補正予算につき  
ましても、その裏打ちとなる地方での措置が相当

程度地方の九月議会において講じられることがなっておりまして、もちろん六月にかなりのところは済んでおるわけでござりますが、国政選舉等もございまして、地方におきましてはそうした措置が若干おくれぎみになつておるということでございますので、一日も早くこうした地方と中央と相協力しましてこの一次補正予算の執行に全力を挙げていきたいと思っておりますし、こうした観点から、公共事業の施行促進の強化策というのを関係閣僚会議で決定いたしまして、地方に対しまして中央として、先に、この執行のために必要なものにつきましては、これを支出できるようないろいろの措置を講じてまいらなければならぬといふ措置も講じておるわけでございます。なお、御指摘がありましたように、私も第二次補正の問題あるいはまた減税の問題等につきましてもお約束をいたしておりますわけでござります。

したがいまして、この一次の補正の執行状態も十分勘査しながらではあります、こうしたさらなる財政の出動の問題につきましても、現下、検討させていただいておりますが、また、税制における財政の出動の問題につきましては、現下、検討させていただいておりますが、また、税制においても、先般、政府税調並びに与党税調に対しまして、そうしたところで十分な審議を促進していくいただくように私から期待し、お願いをいたしておりますところでございます。

いずれにいたしましても、経済戦略会議を発足させ、また、国民のいろいろなお考え、また各省庁も懸命にこの問題に取り組んでおりますので、こうしたことを総合的に施策として反映るのであります。これから最善を尽くしてまいりたいと思っております。

加えまして、雇用対策についてのお尋ねがござ

いましたが、総合経済対策の実施によりまして景気の回復を図るとともに、緊急雇用開発プログラムの実施や産業構造転換・雇用対策本部の決定に基づく政府一体となつた取り組みの推進、経済構造改革を通じての雇用拡大に向けた取り組みなどをきめ細かく講じていくことにより、雇用の安定を図り、国民の将来に対する不安の解消に努めてまいりたいと思っております。

最後に、期限つき商品券についてのお尋ねがございました。

実務上、種々の困難な問題もあると考えておりまして、先般もこのことはしばしばこの壇上からもお答えをいたしておりますが、この問題につきましては具体的な研究をさせてまいりたい、このように考えておる次第でござります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣官澤喜一君登壇、拍手)

○國務大臣(官澤喜一君) 法案の衆議院の修正段階におきましての私の姿勢につきましては、先ほど足立議員に申し上げたところでございますが、それに加えまして、政府案を取り下げるにつけてどう考えたかということです。

先ほども申し上げましたが、政府案そのものがベストだとは必ずしも考えておりません、いいお考えがあれば喜んでちょうだいいたしますといふことを当初から申し上げておったところでござりますが、御審議が進みまして、結局、政府案を取り下げる、これは総理の御決断によるることでございますが、私としては、それによって御審議が促進される、ベターなものができるということであつますが、御審議が進みますと、政府案を取り下げる、これが総理の御決断によるることでござれば少しもこだわることはない、こう考えてまい

官 報 (号 外)

りました。ただいまもそう思つております。

それから、修正協議をおまえが混乱させたではないか、「等」というものをつけ加えたかというとをお尋ねがありまして、これは実は私がつけ加えたわけではありませんでした。当時の御審議の中では与党側が心配いたしましたことは、いわゆる緊急金融再建の関連法案だけが通りますと現在の機構はかなり廃止されますので、その結果として破綻前の処理というものの規定がなくなってしまう。

したがいまして、当然破綻前の処理も必要なことでございますから、その間に空白が生じますと不測の事態が起こりかねないということで、両方の間に空白が生じないようにという意味で、「等」ということをどなたかがお気づきになつてつけ加えられたわけですけれども、これはよかつたと思います。結果として今の段階は、衆議院の各党もいわゆる早期健全化スキームが入り用だということをお考えになって共同作業をしておられますから、これは混乱させるよりはむしろ私はよかったですのではないか。ただし、私のしたことではないということだと思います。

それから、長銀の金融債のことがお尋ねがございました。

これは資金運用部資金でございますが、資金運用部資金の法律第七条におきまして、金融債は国債等と並んで運用対象として認められております。したがいまして、資金運用部は各種の金融債を保有いたしております。また、政府系金融機関は、金融債を法律上保有できる機関は、農林漁業中央金庫、公営企業金融公庫及び商工組合中央金庫の三機関と承知しております。

しかしながら、御質問の資金運用部が特定の銀行の発行する金融債の購入に関しては、こういう状況でございますので十分注意して行われてゐるとの承知いたしておりますが、どの銀行のものをどれだけ持つておるかということにつきましては、市場への影響もございますので、具体的に申し上げますことはお許しをいただきたいと思います。

なお、日本銀行につきましては、現在、日本銀行が保有している債券の中に金融債はないというふうに報告を受けております。(拍手)

以上のように、景気は低迷状態が長引いておりますが、今日のような日本の経済、極めて巨大化した経済では一朝一夕にこの流れを変えるというわけにはまいりません。一ヶ月、二ヶ月でこれががらりと変わるというような特効薬がないのです。それだけに、私たち一同は、この景気に対して深い危機感を共有して、用心深く経済運営をしていかねばならないと思っております。

えなければなりません。民主、平和・改革、自由三党による、もとの野党三党案は、少なくとも、破綻前の銀行への公的資金の投入は認めないとしていました。衆院本会議における我が党の佐々木憲昭議員の質問に対し、民主党、自由党、平和・改革の三党はそれぞれ、長銀への公的資金の投入はしない、金融安定化法を廃止し、十三兆円の公的資金投入の仕組みをなくすと答弁していたのです。

(國務大臣坂屋太一君登壇、拍手)

○國務大臣（坂屋太一君） 現在の景気動向についてお尋ねがございました。

我が国の経済は、現在、残念ながら極めて厳しい状況にござります。需要項目別に見ましても、個人消費は低調でございまして、収入が減少ぎみである上に、消費者の財布のひもは依然としてかたい状態が続いております。設備投資も減少しております。特に中小企業においてそれが著しい状況にあります。輸出は、アジア向けが不振でござりますので、欧米向けは好調ですが、全体としては横ばいであります。

こういった状況から、四半期別で見まして、さ

○議長(源藏十朗君) 池田幹幸君。  
〔池田幹幸君登壇、拍手〕

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、自民、民主、平和・改革、三会派提出の金融正常化法案など八法案及び日本共産党提出の金融正常化法案など四法案に關し、總理、大蔵大臣並びに各発議者に質問します。

戦後最悪の不況のもとで、雇用の拡大、実質所得の回復など具体的な不況対策が切実に求められているのに、金融機関の不良債権の処理が重要な課題だからといって、大銀行救済、支援に税金をつぎ込むことのみにきゅうきゅうとすることは絶対に許されません。我が党は、本院に消費税三%

どうでしょう。民主党は、本法案は自民党が野党三党案を丸のみしたものだと言っています。確かに、仕組みや用語は野党三党案とほぼ同じでありますが、内容は全くの別物ではありませんか。

本法案では、破綻前の金融機関に対しても、一時国有化、特別公的管理ということで公的資金の投入が可能になっており、長銀への公的資金の投入を認めたことは明確ではありますか。野党三党の一つである自由党が、破綻していない金融機関は特別公的管理にはならない、長銀処理を意識したものではないかとの懸念を持つとして、修正案に反対していることがそれを証明していま

への引き下げ法案を二院クラブの島袋宗康議員、自由連合の石井一二議員とともに提出しましたが、この実現など、实体经济の立て直しを図つてこそ不良債権の処理も進むものであります。この立場から、以下、質問します。

第一は、長銀への公的資金投入問題でありま

す。

長銀への公的資金の投入に反対する、これが圧倒的多数の国民の声であり、政治はこの声にこた

(議長退席、副議長着席)  
なぜ民主党及び平和・改革は国民への約束をほ  
こにして長銀の破綻前処理に踏み切ったのか、國  
民の前に明らかにすべきであります。明確な答弁  
を求める。

佐々木憲昭議員の質問に、そうなるだろうと考えておりますと答弁していますが、民主・平和・改革両党及び総理も同じ立場なのか、答弁を求めます。

長銀については破綻認定なしに公的管理に移すということですが、その際の公的資金は莫大なものになります。国有化すれば国が全責任を負うことになり、資本注入以上の救済策をとることになるではありませんか。これによって、株式の購入、不良債権の買い取り、二次損失の穴埋め、住信への資本注入など、必要となる公的資金は数兆円に及ぶと言われていますが、合計幾らになると推計しているのですか。民主・平和・改革それぞれの見通し、見解を求めます。

そもそも長銀がこのような事態に至ったのはなぜか。バブルに踊り、乱脈融資に走った結果ではありませんか。その後始末に数兆円もの税金をつき込むなどってのほかであります。金融機能正常化法案の発議者である筆坂秀世議員の見解を求めます。

第二は、公的資金による不良債権の買い取りの問題です。

修正案には、破綻した金融機関だけでなく、破綻前の金融機関に対する公的資金による不良債権買取のスキームが盛り込まれました。しかも、破綻寸前ではない一般の銀行も買い取り対象に加えています。これでは、乱脈融資の後始末はすべて税金で処理してやるということになるのでしょうか。民主・平和・改革も、公的資金の投入は預金者保護に限ると言っていたではありませんか。破綻前の金融機関であれば、公的資金を投入しなく

ても預金者は保護されます。ですから、破綻前の金融機関からの不良債権の買い取りが預金者保護と関係のことは明らかであります。

では、何のため、だれのためなのか。銀行救済はもとより、大銀行の体力強化のために公的資金をつぎ込むことにはなりません。こんなことは政府案にも野党三党案にもなかつたものであります。この大転換をどういう理由で、一体どの段階でそれが持ち込んだのか、明確な答弁を求めます。

もしそれが危機管理のためだというなら、政府・自民党が金融システムの安定の名のもとに無制限に公的資金をつぎ込むとした論理と仕組みを、そのまま受け継ぐものではありませんか。

さらに、今国会中にも成立を図るとされている金融システム早期健全化スキームでは、自民党的案によると、一般銀行からの不良債権買い取りに加え、本法案で設置される金融再生勘定を活用して新たに資本増強制度を設けることになっております。破綻寸前の銀行はもとより、自己資本比率の低下した銀行についても、株式の取得や不良債権買い取りができるようになりますが、これが「これでは廃止したはずの十三兆円の公的資金」になります。破綻寸前の銀行に限りませんが、「これでは拡大する大改悪であります。

金融システムの安定を図るために、金融機関の破綻処理、不良債権処理は進めなければなりませんが、そこで大切なことは金融機関の自己責任の原則を確立することです。そのため重要なことは、国の役割と金融機関の役割を明確に分けて、さらに拡大する大改悪であります。

金融システムの安定を図るために、金融機関の監督指導のもとに金融機関がみずから責任で行うことになります。この役割を越えて、国が金融機関の破綻処理に乗り出し公的資金を投入するやり方は、金融機関の責任を不問に付し、モラルハザードを助長するだけで、かえって金融システムの安定を損なうものではありませんか。この点について、小渕総理並びに金融機関の自己責任の原則を柱とした金融機能正常化法案発議者の筆坂秀

て銀行を甘やかすやり方は、撤回すべきであります。総理及び民主党の答弁を求めます。

なお、宮澤大蔵大臣は、三日のワシントンにおける日米融相会談で、当初の枠組みはなくなるが新たな枠組みのもとでも十三兆円を下回ることはないと説明したと伝えられています。法案も提出されていない新しい枠組みの実施を対米公約したことは重大であります。大蔵大臣、これはあなた自身の見解なのか、それとも自民・民主・平和・改革との合意に基づくものなのか、明確な答弁を求めます。

次に、金融システムの安定を図る方策についてあります。

金融システムの安定を図るために、金融機関の破綻処理、不良債権処理は進めなければなりませんが、そこで大切なことは金融機関の自己責任の原則を確立することです。そのため重要なことは、国の役割と金融機関の役割を明確に分けて、さらに拡大する大改悪であります。

金融機関の経営実態の情報開示や不当な貸し渡りや資金回収の規制といった検査、監督、指導におけることがあります。金融機関の破綻処理については、国の監督指導のもとに金融機関がみずから責任で行うことになります。この役割を越えて、国が金融機関の破綻処理に乗り出し公的資金を投入するやり方は、金融機関の責任を不問に付し、モラルハザードを助長するだけで、かえって金融システムの安定を損なうものではありませんか。この点について、小渕総理並びに金融機関の自己責任の原則を柱とした金融機能正常化法案発議者の筆坂秀

たって事実上の密室協議を続けた上、わずか一時間の審議で採決するという異常なものであります。このようなり方は議会制民主主義の自殺行為であります。本院においては、慎重かつ十分な審議を保障するよう強く求めて、質問を終わります。(拍手)

○衆議院議員池田元久君(拍手)  
〔衆議院議員池田元久君登壇、拍手〕

共産黨の池田幹幸議員にお答えをいたします。  
なぜ国民への約束をほこにして、長銀の破綻処理に踏み切ったのかといふお尋ねがあります。  
まずお断りしておきますが、民主党は国民に対して長銀を救済することはしないとはっきり公約をいたしました。「この主張は何ら変わっておりません。

長銀については、金融監督庁による検査の結果の公表を待っているところですが、仮に長銀が債務超過であることが判明した場合、または資金繰りに行き詰まつて日銀特融などが発動された場合は長銀は破綻したということになります。したがって、破綻処理として特別公的管理に移行することになるわけです。また、金融再生委員会が長銀について破綻のおそれがあると認めた場合も特別公的管理を開始することができます。

法案をよくお読みいただければおわかりいただけます。この役割を越えて、国が金融機関の破綻処理に乗り出し公的資金を投入するやり方、金融機関の責任を不問に付し、モラルハザードを助長するだけで、かえって金融システムの安定を損なうものではありませんか。この点について、小渕総理並びに金融機関の自己責任の原則を柱とした金融機能正常化法案発議者の筆坂秀

なれば、公的資金を投入しなくてもいいのです。このように國民生活を犠牲にしているのです。この三党提出の法案は、三党で二週間にわたり、長銀を救済するわけではありません。

官 報 (号 外)

有化銀行の株式は住友信託銀行が買い取って子会社化した後、合併するのは自由です。ただし、国有化銀行の株式を住友信託銀行よりも高く買う銀行があれば、国民負担を最も少くするという原則から、そちらの銀行に売却することになります。

特別公的管理銀行の受け皿金融機関に対して、特別公的管理銀行が債務超過であって預金者保護のための資金援助を受けた場合に限り資本注入はできます。その場合、営業の譲り受けにより自己資本比率が低下した場合、それを改善するためには必要な範囲内の金額に限っておりま。

長銀が分別公的管理に移行した場合、国有化銀行が債務超過に陥れば、国有化銀行の管業を譲り受ける金融機関が資本の注入を受けることはできます。これはこれまでの破綻銀行の受け皿銀行と同様でありまして、三会派の方針どおりであります。ただし、国有化銀行の営業譲渡先は住友信託銀行とは限りません。先ほども申し上げました、より高く買う銀行があればそちらに売るということになるわけです。

長銀に対して使う公的資金は幾らになるのかとお尋ねがありました。

特別公的管理の開始が決定されると、長銀の発行済み株式を全株取得するために公的資金が使われます。ただし、株式の対価は、厳格な資産査定を実施した上で純資産額を基礎として決定いたしますので、仮に長銀が債務超過であれば理論的にはゼロとなるわけです。

その後、不良債権は整理回収機構に時価で売却されることになりますので、その買い取り資金として公的資金が使われます。ただし、時価イコー

ル回収可能額ということになりますから、この際使われた公的資金はいずれ回収されることになるわけです。

り買い取るスキームについてお尋ねがございまし  
た。

不良債権の回収を強力に進めるために整理回収  
機構を創設することとしておりますが、一般的の金  
融機関であっても適正な価格・時価であれば不良  
債権を買い取ることができる」としております  
す。乱脈融資の後始末を税金で処理するという御  
指摘ですが、理論的には整理回収機構に損失は発

生いたしません。また、不良債権を時価で売却したことにより発生する損失は、金融機関がみずから責任で処理すべきものであります。したがって、御指摘は全く当たらないと考えます。

また、このスキームはどの段階で、どのような形でだれが持ち込んだことになるのかというお尋ねがございました。

からも不良債権の買い取りをすることができないのかという問題提起があり、協議の結果、そのよ

からも不良債権の買い取りをすることができないのかという問題提起があり、協議の結果、そのように修正されたものであります。

必要になる公的資金については、厳格な資産査定と引き当てを行った後に予測が可能になると考えております。

たお 我々が考える金融健全化策によつて公的資本の注入を行わなければならないときには、代表取締役等の解任や減資による株主責任の追及などを条件とし、経営指標の監視もきめ細かく行うなど、銀行の経営体質を改善させるべきであると考えております。(拍手)

まず、長銀の処理についてでござりますが、これはいわゆる破綻前処理という言い方は正確ではなく、特別公的管理により処理されるものと想定をされます。

また、長銀の引き受けにつきましては、この場で予見を申し上げるわけにはまいりませんが、特別公的管理に入るとするならば、その引き受けは営業譲渡の形をとるか、または株式の譲渡によりなった銀行を合併するかどうかは引受銀行の判断によるものと考えます。

また、長銀を引き受ける住友信託銀行に資本注入するのかというお尋ねでございますが、長銀が特別公的管理されるとするならば、受け入れ金融機関は住友信託銀行だけに限るものではないと考えられます。その上で、一般的に申し上げますと、特別公的管理銀行の中でも、損失の補てんを要したり、あるいは預金者等の保護のための資金援助を受ける特別公的管理銀行を引き受ける金融機関に対しましては、その発行する株式等の引き

〔衆議院議員石井啓一君登壇、拍手〕  
○衆議院議員(石井啓一君) 池田幸三議員に簡潔  
にお答えを申し上げます。

また、長銀の引き受けにつきましては、この場で予見を申し上げるわけにはまいりませんが、特別公的管理に入るとするならば、その引き受けは営業譲渡の形をとるか、または株式の譲渡により子会社となるかの選択肢がござります。子会社となつた銀行を合併するかどうかは引受銀行の判断によるものと考えます。

また、長銀を引き受ける住友信託銀行に資本注入するのかというお尋ねでございますが、長銀が特別公的管理されるとするならば、受け入れ金融機関は住友信託銀行だけに限るものではないと考えられます。その上で、一般的に申し上げますと、特別公的管理銀行の中でも、損失の補てんを要したり、あるいは預金者等の保護のための資金援助を受ける特別公的管理銀行を引き受ける金融機関に対しましては、その発行する株式等の引き

債権管理回収業に關するための規制法律の  
金融再生委員会設置する特別措置法律(通  
る法律案(逐条見説明)

債権管理制度回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権による預金者保護、金融機関等が有する根抵当権による預金者保護、善良な借り手の保護を銀行業界に適用する法律案(第一号)、預金保険法の一部を改正する法律案(第二号)、金融再生委員会設置法の施行に伴う法律案及び金融監督委員会設置法案及び金融機関等の健全化のための緊急措置に関する法律案(第三号)、金融再生委員会設置法の施行に伴う法律案及び金融機関等の健全化のための緊急措置に関する法律案(第四号)

受けを預金保険機構ができる、このようにしてい  
るところでございます。

また、長銀処理のための公的資金が幾らになる  
のかというお尋ねでござりますが、これは現段階  
では十分な情報が開示されていないため、必要額  
を算出する状況にはございません。

破綻前の金融機関に対する不良債権買い取りで  
ございますが、これは修正協議の経緯の中で、不  
良債権処理を強力に進めるために新たに盛り込ま  
れたものでござますが、これは十三兆円の金融  
機能安定化緊急措置法の論理と仕組みをそのまま  
引き継ぐものではありません。

以上でございます。(拍手)

(筆坂秀世君登壇、拍手)

○筆坂秀世君  
池田議員の御質問にお答えいたし  
ます。

せっかくの質問ですので、それなりに一車にお  
答えしたいと思います。

まず、長銀処理についてでありますけれども、  
日本長期信用銀行がなぜ今のような事態になつた  
のかといえば、それはノンバンクを初めとするバ  
ブル三業種への極端に傾斜した融資、例えば担保  
権も設定しないような融資、文字どおり乱脈融資  
を繰り広げてきた結果であります。例えば、ノン  
バンク融資は実に五兆円を超えていて、融資比  
率はバブル三業種だけで五五・七%に達していま  
す。これは他の銀行と比較しても全く異常なもの  
であります。この不始末を国民にツケ回して処理  
する、これは我々の断じて認めるところではあり  
ません。

しかも、いまだに政府は、長銀は破綻していな  
い、債務超過ではないという立場をとっています。

す。だったら、そもそも公的資金の投入は必要で  
ないはずです。仮に破綻していたとするなら、そ  
れは預金者保護、善良な借り手の保護を銀行業界  
の責任で行い、破綻処理をすべきであります。

ところが、何らの情報開示も行わず、破綻認定  
もしない、破綻寸前だと言つて一時国有化、つま  
り特別公的管理を行うというやり方は、結局は破  
綻後であろうと破綻前であろうと公的資金の投入  
を可能にするもの、つまり、これはルールづくり  
とは言つけれども、いわばノンルールをルールに  
するようなものであります。

なお長銀問題について、破綻処理するから長銀  
救済じゃない、銀行救済じゃない、こつうの意見  
が一部にあります。しかし、破綻した銀行を破綻  
処理するのは当たり前のこと。問題は、その費用  
を銀行業界が負担するのか、それとも公的資金で  
やるのか、ここにまさに、それが長銀支援なの  
か、長銀救済なのか、銀行救済なのかの分かれ目  
があるといふことも指摘しておきたいと思いま  
す。

次に、自己責任原則についてのお尋ねがありま  
す。

○國務大臣(小淵恵三君)  
池田幹幸議員にお答え  
申上げます。

アメリカでは、一九八〇年代にSアンドLの破  
綻処理で巨額の公的資金を使った苦い教訓から、  
一九九一年、連邦預金保険公社改善法、FDIC  
IAによって、商業銀行の破綻処理は銀行業界の  
自己責任、自己負担で行うという原則を確立しま  
した。アメリカの銀行業界も、当時、収益低迷で  
大変な中でこの原則を必死の努力で貫き通し、そ  
して本当の信頼回復をかち取りました。例えば、

最近もヘッジファンドのLTCMの倒産の危機に  
対し、ニューヨーク連銀の仲介で歐米の十四の銀

行が負担をし、経営危機を回避させました。しか  
し、これに対してさて、アメリカの議会では、

ニューヨーク連銀が仲介したというだけで、公的  
資金の介入につながらないのか、こういう批判の  
声が上がっています。

私は、この銀行業界への対応で、まさに今、日  
米で天地の差がある、こつう言わなければなりません。  
日本は、この米国の教訓にこそ学んで自己責  
任、自己負担の原則を確立すべきであります。例  
えば、コスト最小化原則ということがよく言われ  
ます。しかし、税金投入をやる限りこのコスト最  
小化の原則を貰くことはできません。自己負担の  
原則を貰いてこそ、いすればみずからにはね返つ  
てくる、これで自己規律が働くようになります。  
こうしてこそ日本の金融システムに対する  
本當の信頼をかち取ることができるんだといふ  
ことを申し上げて、池田議員に対する答弁にいた  
いと思います。(拍手)

○國務大臣(小淵恵三君)  
池田幹幸議員にお答え  
申上げます。

まず、長銀を引き受ける住友信託銀行への資本  
注入に関するお尋ねであります。長銀問題に  
つきましては、与野党合意におきまして、これに  
適用できる特別公的管理の枠組みを確定し、新し  
い法律で規定した上で対処することとされたとこ  
ろであります。

いずれにいたしましても、長銀問題につきまし  
ては、政府としては、与野党合意を踏まえ修正さ  
れた新法が成立することを望むとともに、新しい  
利用可能な枠組みのもとで適切に対処してまいり  
たいと考えております。

次に、早期健全化スキームについてお尋ねでし  
たが、これまでの与野党協議を経まして、破綻前

の金融機関の対策として、金融機関の過少資本状  
態の解消等、金融システムの早期健全化スキーム  
について検討が進められていると認識しております。  
す。早期健全化スキームにつきましては、早急に  
与野党の合意が図られ、速やかに法案を提出され、早  
期に成立することを強く期待をいたしております。  
次に、金融機関の破綻処理に公的資金を投入す  
ることについてお尋ねがありました。

破綻処理に当たりましては、破綻金融機関を存  
続させない、経営者の厳格な責任追及を行つ等の  
方針に従い、貫した対応を行つてきたところであ  
り、預金者保護と金融システムの安定に万全を期  
しておるところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁  
させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君)  
十三兆円のことでござ  
いますが、先ほどお答え申し上げましたが、ワ  
シントンで、この関連の法案の御審議の状況はよ  
く知っておりますので、十三兆円というもののス  
キームはなくなるとよく理解しております。

それから、どうなるのかということについて話  
になりましたのですが、私は何かそれで約束をし  
たということはございません。と申しますのは、  
早期健全化のことはともかくといたしまして、今  
のこの金融再生関連法案でも、金融再生勘定にお  
金が要る、それは先ほど提案者もお話しでした  
が、返つてくるものもあるでしょうが、ともかく  
金が要るということはそのとおりと思いますの

で、それをどのぐらいの金額とし、どのような法規で国会にお願いをするかということは、私どもがちょっと検討いたしまして各党の御了解を得てお願いをいたそうと思つておりますが、まだその作業が進んでおりませんで、いずれお願いを申すことになると思いますが、アメリカでその約束というようなことは、ですからもとよりございました。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 日下部禧代子君。

(日下部禧代子君登壇、拍手)

○日下部禧代子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、金融再生関連法案に対し、小渕總理、宮澤大蔵大臣及び野党側提案者に対し質問いたします。

まず、冒頭に申し上げておきたいことがござります。

衆議院における五十日間、六十五時間に及ぶ御審議には敬意を表します。しかし、国民の目からは、その間の論議の内容や経過について正確に把握することは非常に困難であったと思います。今後は、審議過程のより一層の透明化が図られるべきだと考えます。また、会期末直前に本院に送付されたということは、事実上、本院における審議時間が拘束されることを意味いたします。これでは参議院軽視と言わざるを得ません。このようなことが先例にならないよう強く主張するものであります。

以下、法案について質問いたします。

第一に、徹底した情報公開の必要性についてであります。

九八年三月期の灰色債権を含む問題債権は八十

七兆五百一百七十億円と、九八年一月公表分の七十六兆七千九十九億円からさらに約十兆円が増加しております。九八年三月期において大手銀行を中心にお願いをいたしましたが、問題債権は逆に増加するという結果となっています。一体、我が国の不良債権の実態はどうなっているのでしょうか。この際、各銀行別の分類債権をきちんとディスクローズすべき時期に来ていると考えます。

す。不良債権の処理や、金融ビッグバンの進展に伴い金融機関の再編、淘汰が進む一方、国民には自己責任が求められております。

最近、外債や外貨預金が人気を呼んでおります

おり、本来は預金保険の対象とはなっておりません。國民に自己責任を要請するのであれば、金融商品のリスクや預金保険制度の仕組みをこの際周知徹底させ、金融機関の説明義務をきちんと果たさせると同時に、消費者が不測の損害をこうむることのないよう早急に金融サービス法を制定すべきだと考えます。大蔵大臣の見解をお伺いいたしました。

衆議院における修正合意によりまして、金融機関が一時国有化されるとなります。現在の厳しい経済環境の中で、今後ますます金融機関が資産の圧縮を強めることが予想され、大企業より融資リスクの高い中小零細企業への貸し渋りが一層激化することが考えられます。このような懸念を解消するためにどのような措置を講じていくのでしょうか。

国有銀行と外資系銀行だけという事態を招かないためにも、民間金融機関同士の積極的な合併、買収を促す施策も必要ではないのでしょうか。現在の不安定な市場の動向を踏まえるならば、当面は合併、買収に伴って生ずる新銀行の自己資本の低下問題についても何らかの手立てが必要となってくると考えられます。あわせて総理、大蔵大臣のお考えをお聞かせください。

最後に、大蔵大臣にお尋ねいたします。

G7会議において、国際金融システムの見直し

が論議されたようですが、日本やアジア諸国にとって、金融システムの整備と並んで、短期の外資移動についても何らかの国際的なルールをつくることが必要だと考えます。いかがお考えでしょうか。

政治の混亂から、日本の金融危機が世界的な恐慌の引き金となる過ちだけは何としても避けなければなりません。この法案の成立によって一日も早く日本経済の活性化が図られ、国民の不安を解消できるよう、我が党いたしましても最大限努力することを申し添え、私の質問を終わります。

〔衆議院議員西川知雄君登壇、拍手〕  
○衆議院議員(西川知雄君) 情報開示についてま  
ずお答えをいたしたいと思います。

の情報開示というものは、今回

そのための緊急措置に関する法律案の中でも最も重要な点の一つであります。三会派共同修正案では、第六条及び第七条におきまして、この徹底した金融機関の情報開示についての規定を設けております。これは、我が国の金融システムに対する国内及び国際的な信頼性を確保し、信用秩序の安定を図る観点から設けられているものでございまして、第六条及び第七条、特に第七条は資産査定の公表ということを義務づけております。これは努力義務ではありません。そこで、公表する資産査定においては、国際会計基準、これを勘査いたしまして、現在のSEC基準以上のもの、また第Ⅱ分類はさらに細分化し、また、御指摘のように各分類に応じた引き当ての率の基準の明示化、また、連結対象の関係会社は実質的な支配関係

なお、査定結果の公表は、国内の中小零細企業に対する信用収縮が助長されないよう、金融機関の業態別、また大小別に実施時期をずらしたり、ふうに考えております。

公表内容について差異を設けるなど十分な配慮を行い、現状に適合しつつ効果的な情報開示を目指すことになると考へております。

関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置

「をとらなければならない。」としております。また、犯罪、刑事件につきましては、金融整理管財人及び特別公的管理銀行においては、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と告発義務を課

また、七十八条におましましては、第六条の資産の報告について虚偽の報告があつた場合については、「五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」というふうに罰金の強化も図つてゐるところでござります。

元手続の円滑化等を因  
に金利に關する法律案を國  
に關する法律案を廢止す

申すまでもなく、金融機関といえども民間市場における私企業でござりますから、自己責任原則に基づく自助の努力によりまして経営の改善、発展に努めるべき」とは日下部信代子議員御言葉のとおりであります。しかし、不幸にして、

日本におきましては長い間いわゆる護送船団方式による金融行政が続いてまいりました結果、俗に言う、赤信号みんなで渡れば怖くないという式の自主性のない横並び意識と安易な行政に対する依存の意識が強まりまして、日下部議員御指摘のように自己責任原則に基づく自助努力が乏しいことにはまことに遺憾であります。これは厳しく正さなければなりません。

したがって、自主的な経営合理化の努力を行つた結果競争に敗れた金融機関につきましては、市場から退出するのは当然であり、行政による安易な経営救済を決して許してはならないというのが

利とも自ら日本が共同提出しております。本件の基本姿勢であります。

公的関与によりまして、決済システムの安全性の維持、預金者の保護、そして借り手企業の借入金シフトの支援といったことに万全の対策を講じる中において、破綻に至った経緯の解明が行われなければならぬことは言うまでもありません。その中で、経営責任、株主の責任、さらには借り手・会社の責任の追及がいささかもおろそかになつてゐるわけでございますから、市場からの退出に際し、その清算業務に公的な関与を行うのは当然であると考えます。



一一一

も、もう少し厳格でなければならぬないとおっしゃることは、私もそう思いますし、金融監督庁の検査のマニュアルぐらいのものは公表しまして、そのぐらいのことはしてもらうことが大事だ

ティール氏が一番そういうことを言うわけです  
が、全部本当でないにしても、私はそういうこと  
があつただろうという気がいたします。  
それで、今度G-7が集まりましたときも、アメ

まず、小渕内閣総理大臣にお伺い申し上げま  
す。

第三章  
金融機関の円滑化等を図  
る法律案、  
金融機能の正常化に關  
する法律を附止す

と思いますが、問題はどの辺までそれを公表させられるかということになります。それは、普通であれば公表することがいいに決まっていますが、今のような貸し渋りの状況の中で、それをどれだけ強制するとどのような貸し渋りがひどくなるかといふあたりは、政策判断の問題であって、これはいい悪いの問題ではございませんので、そこはよく考えなければならないだろう。しかし、方向としてはおっしゃるとおりと思います。

リカでヘッジファンドの問題がございましたりして、かなりいろんな議論があつて分かれております。私自身は、これは私の考え方としか申し上げられませんが、基本的に先進国の中では自由にすべきなんだろう、デリバティブスというようなものがここまで来ますと、それをもとに戻すことはできないだろう。むしろ、その原則自由ということを先進国の中で大事にするために、今度のようないいデリバティブが勝手に行動するとか、あるいは

それとの関連で、今までこの預金保険のことについても皆さん余り御存じないし、それから為替リスクのことだってあるだろう。そういうことにして

なると、いわゆる金融システム、金融サービスについてもう少し消費者が知らなければならないところがあることは、私はきっとそうなってまいりう。今のようなんだんだん自由化が進みましてディスクロージャーも進んでまいりますと、そういうものが入り用になるのではないか。金融システム改革の本格的な進展状況を見ながら議論を深めてまいりたいと思います。

それから、貸し渋りと合併、買収につきましては、総理が今お答えになられまして、私も同様に考えております。

最後の問題は、いわゆる短期資本の移動をこれからどうするかという問題でございます。昨年、タイから始まりまして、ああいうことでひょっとしてはかなりスペキュレーションではないかと申うような短期資本の動きで国が攪乱された、マハ

○副將長(普野久光君) 渡辺秀央君

○渡辺秀央君 私は、自由党を代表して、ただい

ま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を初め各修正法案について、総理並びに大蔵大臣とともに、修正に携わった発議者に多少の重複は御理解を賜りながら、我が党の立場からそれぞれ質疑を行つものであります。

国民に提示しなければならない大切なときである  
と思います。

これから金融政策に対し、大胆な骨太の分  
厚い政策決断をして取り組むことを期待したいと  
思うのです。このままでは国民から見た目は、全  
融安定化のためのものではなく、目の前の長銀救援  
理のための長銀救済法案だったのか、いやむし  
ろ、去る九月二十七日、会社更生法適用を申請す

明確にしておかなければならぬことだと思うのであります。

今日の段階で、野党案をベースにした修正で妥協するのであれば、八月の時点ではなぜ野党三党の提案に耳をかさなかつたのか。毎日死ぬか生きるかで努力している中小零細企業の企業主からすれば、この間の時間的価値は永田町で考えるようなものでなく、何物にもかえがたいものであつたことを肝に銘ずるべきだと思います。野党がわけのわからぬ難題を言って時間を費やしたのではないか、政府・与党が事態をあいまいにして、何とかうまく今までのようにソフトランディングに解決したいという古いやり方で時間を費やしたのである

まく今までのようにソフトランディングに解決したいという古いやり方で時間を費やしたのであって、一刻一刻悪化させた今の経済金融情勢は、まさに政府・与党の全責任であると言わざるを得ません。総理のお考えをお示しいただきたいと思うのであります。

今日では大手銀行の資金繰りが厳しくなってきている現状は、だれよりも政府が御承知のとおり

であります。あるいは特融の増発や低金利政策などで日銀のバランスシートが悪化していないか、そんなことはないと信じながらも、日銀に損失発生が考えられないか、日本の国債が格下げなどと、いう事態がないか、私の懸念が懸念で終わればそれで結構なことであります、大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

自由党は今まで私が述べたような事態が想定されるようなことがあってはならないとしつつも、金融問題という重大性にかんがみ、既に八月の時点で、早期は正措置の厳格な適用による金融業界再編合理化をまず先にやることであるということを提言いたしておったのであります。

しかも、政府・与党が今提案しておる早期健全化スキームにさえも今日的危機意識が政府・与党に感ぜられないのです。すなわち、我が国に感ぜられないのであります。すなわち、我が国金融システム早期健全化対策として金融システム、不良債権を速やかに処理するとともに、新たな資本増強の制度を創設するとして、基本的には資本注入によって現今の金融機関の温存を図るための手段と考えているようであり、今もって護送船団方式を念頭に置いてしぐさは納得のいかぬ考え方であり、総理のお考えをただしたいと思いま

さて、与野党妥協案の本金融再生緊急措置法修正案の問題点を指摘させていただきますが、結果、見逃すことができないのが、国民が最も不信感を抱いてきたことは、銀行であるがためになぜ救援されるのか、経営に失敗した責任は経営者や株主がとるのが当たり前ののに、なぜ彼らだけ国家のお金で助けてもらえるのか、率直な疑問であつたのであります。

この国民の疑問にこたえるためにも、野党三党の合意は、破綻金融機関には公的資金は一切入れないとしたことであり、この法律は破綻銀行の清算、整理のための法律として修正作業をいたしてきたはずであったのです。野党三党実務者の信頼感の中での積み上げ議論が、いつの時点からか、公的資金を入れるのにどんな方法と条件が満たさればよいのかという点での結果に終わってしまったことは残念であり、事実上破綻した金融機関に姿を変え、衣がえさせて公的資金を入れるための道筋をつくる法律となってしまったと言いましたのであります。

したがって、自由党としては、現時点において、この修正案に賛成又対の態度を表明いたして

おきます。つまり、多かれ少なかれ、結局は長銀に対する処理を頭に置いたものであって、鮮明なけじめのある解決方法とは言いがたい、従来型のわかりにくいものとなつたことは否めない事実であります。しかし、この法案作成における今日までの多大の御努力に対しても、提案者に心から敬意を表します。何か御意見があれば承りたいと思います。

---

さて、総理、私が最後に申し上げたいことは、かえって混乱させ、一層悪化させることが心配されますが、修正案に携わった発議者の御意見があれば承りたいと思います。

さて、総理、私が最後に申し上げたいことは、今日の金融危機の事態では、どんな金融安定化対策で解決しようといたましても、景気対策にまさる解決策はないと思うのであります。今まで予算執行前倒しをやってでも、なかなか景気効果が見えないのが残念な実態であります。内需拡大と福祉予算の安定のために、我が党は消費税を当面行されたらいかがですか。総理の御決断を待ちたい間、経済状況と金融状況にかんがみ三%に戻すことを提言しておりますが、この際思い切って実行されたらいかがですか。総理の御決断を待ちたいします。お考えをお伺いいたしたいと思います。

私は、去る九月三十日の経済・産業委員会において総理への質問の中で提案いたしましたが、世界、とりわけアジアの金融危機と景気対策にも対応しないと問題の早期解決は期待できず、我が国とアジアの両にらみの政策が必要であり、そのためにダイナミックな我が国独自のアジア経済ファンドを設立し、アジア経済安定化政策を推進すべきであると提言いたしたところであります。何はともあれ政府のアジア協力三百億ドルの資金援助をG7で提言されたことは、アジア各国はもちろん、先進七カ国から高く評価され、久しぶりに言われてやるのではなく、日本みずからの発想で推進するこのアジア政策は、各国からさうなる信頼を得ることと確信し、大いに評価いたしてあるところであります。

G7における金融・景気問題について、日本の役割と責任についてほんどの時間を費やして議

論され、批判されたと聞いております。IMFの今後の役割、アメリカなど各國の役割が話し合われたと報じられていますが、先ほど来の重複質問でもあり、大変恐縮ではありますが、この点についても大蔵大臣に簡潔に御説明賜りたいと思います。

以上、自由党を代表して幾つかの疑問点を述べ御意見を求めましたが、細部にわたる質疑はありますよりの金融特別委員会での機会に譲り、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

〔衆議院議員池田元久君登壇、拍手〕

○衆議院議員（池田元久君） 渡辺秀央議員にお答えをいたします。

まで救済することになったのではないかとの御指摘がございました。

これは全くの誤解であると申し上げます。確かに、破綻していない銀行についても、金融再生委員会が破綻のおそれがあると認める場合は、特別公的管理の開始を決定することができるものといたしました。しかし、特別公的管理の行き着くところは、破綻銀行と同様に他の金融機関への営業譲渡や株式譲渡であり、当該銀行が救済されるわけではありません。株主や経営者等の責任も厳格にとらされます。

また、特別公的管理銀行に対して投入される公的資金はあくまで預金者保護のためであります。特別公的管理銀行が債務超過であって、預金者保護のためそもそも投入されることはありません。特別公的管理銀行の受け皿金融機関に対しても、特別公的管理銀行が債務超過であって、預金者保護のための資金援助を受けた場合に限り資本の増強はできま

債権管理回収策に関する特別措置法案、金融機関等が有する預託当座のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図る金融再生委員会設置法案、預託金保険法の一部を改正する法律案(衆第7号)、金融再生委員会設置法案及び金融機関の整備化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(參第1号)、金融再生委員会設置法案及び金融機関の整備化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(參第2号)

ます。これは野党二会派のもととの考え方と全く同じでありまして、残念ながら御指摘は当たってないと考えます。

次に、金融再生委員会と大蔵省との共管は責任体制と役割分担が不明確であるとの御指摘がございました。

金融再生委員会の主要な権限は、金融機関の破綻処理、金融機関の検査・監督、それに大蔵省と共管となった金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画立案等です。このうち金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画立案につきましては、破綻処理とあわせて、その業務の内容からいって金融再生委員会が責任を持つて当たることになります。また、その運用面におきましても混乱は起きないものと考えております。

一言申し上げますと、我々の努力で金融のばらばら行政が一元化を目指して大きく前進していることを渡辺議員もぜひ御理解いただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手

○國務大臣(小淵恵三君) 渡辺秀央議員にお答えを申し上げます。

まず、金融再生問題全般でございますが、政府といたしましては、個別銀行の救済というのではなくして、金融システム全体の危機を絶対に起さない、そういう強い決意のもとで金融システム安定に万全を期すべく、全力を尽くしてきましたところでございます。

いずれにいたしましても、金融システムの再生と安定を図るために、修正法案が一日も早く成立することが重要だと考えております。

金融再生法案の修正の過程につきまして、私の対応について厳しい御指摘がございました。先ほど来御答弁を申し上げてますが、金融再生問題につきましては、先般の党首会談を踏まえまして、与野党間で精力的に内容の詰めが行われてまいりました。私自身も、その節目節目で決断すべきことは決断し、そして最終的に修正法案が取りまとめられて衆議院で提出され、可決の後、本日、本院で法案審査の運びとなつたものでございます。

私自身といたしましては、今回の重要性にかんがみまして、それぞれの時点におきまして与野党あるいは野党の皆さんの御意見も拝聴しながら、政府で提案しております法律案はそのままに、今回、修正案につきましてこれを決断し、国会において願いをいたしておりますといふことになります。(拍手)

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手

○國務大臣(小淵恵三君) 渡辺秀央議員にお答えを申し上げます。

少子・高齢化の進展という我が国的情況変化に税制面から対応するものでございまして、我が国の人材不足によって極めて重要な改革であったと考えております。せっかくの渡辺議員の御要望をございましたが、現在我考えおりません。

残余の質問は、関係大臣から御答弁させます。

(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君)

日本銀行の国債の信用についてお話をございまして、ことしの七月でし

たかに外国の格付会社が日本の国債に云々といふことをちょっと言いまして、私はどうも、どうかしたんじゃないかと思って聞いておりましたが、その後、国債の市況は極めて堅調でござりますし、表面利回りも低下を続けております。これは株式との関係もあると思いますけれども、とにかく国債に関する限り心配はない、これだけの世界第一の債権国でこれだけ外貨を持ってるわけでございますから、ないと思います。

ただ、銀行につきましては、御承知のように

ジャパン・プレミアムがやはり高い、払っても取れないところもあるということは、日本の銀行の信用は残念ながらそれとは違つて低い。これは残念なことで、早くいろいろな意味で信用を回復することを考えていかなければならぬというのだが、政府が国会にお願いをいたしておる一つのことです。

○副議長(菅野久光君)

これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君  
副議長 菅野 久光君

議員

鶴保 康介君	弘友 和夫君
魚住裕一郎君	山崎 力君
入澤 肇君	渡辺 孝男君
菅川 健二君	岩瀬 良三君
高橋 令則君	阿曾田 清君

して進んでいた。ところが、今急にリスクを回避するようになって、つまり進む方から退く方に入ったので、それで全体の流れが変わった。これが特色であると思います。

それから、IMF自身につきましては、今まで金融不安がござりますと後から病気を治しに出ていたわけですが、何か事前に防衛する機能を果たし得る方法はないかということがアメリカから提案されました。しかし、将来にこの問題は得ませんでした。しかし、将来にこの問題は残っていくのではないかと思つております。これが大きな特色でございます。(拍手)

官 報 (号 外)

平成十年十月五日 参議院会議録第十二号

平成二十年十月五日 参議院会議録第十三号 議長の報告事項

二二六

	橋本 敦君	立木 洋君	議長の報告事項
田 英夫君	村沢 牧君	去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
梶原 敬義君			
発議者			財政・金融委員
本院議員 笹坂 秀世君	立木 洋君	補欠	橋本 敦君
衆議院議員 保岡 興治君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
衆議院議員 伊藤 英成君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
衆議院議員 池田 元久君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
衆議院議員 石井 啓一君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
衆議院議員 西川 友雄君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
衆議院議員 鈴木 淑夫君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
内閣総理大臣 小渕 恵三君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
大蔵大臣 宮澤 喜一君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
通商産業大臣 与謝野 韶君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
国務大臣 (経済企画庁長官) 堀屋 太一君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
政府委員 科学技術政務次官 稲葉 大和君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
環境政務次官 栗原 博久君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
国土政務次官 谷川 秀善君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
法務政務次官 北岡 秀一君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
運輸政務次官 林 幹雄君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
郵政政務次官 佐藤 剛男君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
労働政務次官 小山 孝雄君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
(參第四号)			
租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)(參第五号)			
同日衆議院から次の議案が提出された。			
債権管理回収業に関する特別措置法案(衆第一号)			租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)(參第六号)
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
地球温暖化対策の推進に関する法律案(衆第二号)			検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆第三号)			正する法律案(閣法第七号)
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆第四号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
金融再生委員会設置法案(衆第六号)			正する法律案(閣法第七号)
預金保険法の一部を改正する法律案(衆第七号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆第八号)			正する法律案(閣法第七号)
金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)(參第一号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日議員から次の議案が提出された。			正する法律案(閣法第七号)
金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)(參第一号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日本院において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			正する法律案(閣法第七号)
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会設置法案(衆第二号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			正する法律案(閣法第七号)
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会設置法案(衆第二号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。			正する法律案(閣法第七号)
預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)(參第一号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。			正する法律案(閣法第七号)
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日本院から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。			正する法律案(閣法第七号)
同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日内閣から、左記の者を国会等移転審議会委員に任命したいので、国会等の移転に関する法律第十五条规定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。			正する法律案(閣法第七号)
(十一月十日任期満了の山口開生の後任)			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
澤田 茂生			正する法律案(閣法第七号)
新井 明			裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

官 報 (号 外)

(十二月二十四日任期満了)による(再任)  
同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を日本放送協会監査委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十二月十日任期満了による再任)  
須田 實

(同日任期満了の齊川慶一郎の後任)

(同日任期満了による再任) 横溝 正子  
若菜 允子

同上内閣が、大蔵の不況対策として本院に付託した  
したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要請書を受領し  
た。

任命したいので、労働保険審査官及び労働保険調査官の任命を求める旨の要求書を受領した。

地球温暖化対策の推進に関する法律

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服

債等に関する法律第百十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要文書を受領した。

(十一月一日任期満了)による再任)

(同日任期満了の玉木武の後任) 加藤 信世  
同日内閣から、左記の者を中心更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了)による(再任)  
同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十六日任期満了)による(再任)  
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了)による(再任)  
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月一日任期満了)の樺原清の(後任)  
佐々木建成  
(六月十八日任期満了の黒川武の後任)  
瀧田あゆち

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十四日任期満了)による(再任)  
岩男寿美子

会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月十日任期満了による再任)  
記

(同日任期満了の池川順子の後任)

宮崎 滉  
須田 寛  
八島 俊章

(同日任期満了の齊川慶一郎の後任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十四日任期満了による再任)  
記

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会委員に任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十月八日任期満了の猪瀬慎一郎の後任)

藤村 誠  
磯部 力  
(同日任期満了による再任) 今野浩一郎  
(同) 岡部 昇三  
(同日任期満了の神代和俊の後任)

落合 誠一

(同日任期満了による再任)	菊池 信男
(同)	菅野 和夫
(同)	諏訪 康雄
(同)	谷口 隆志
(同)	西田 典之
(同)	花見 忠
(同日任期満了の山口俊夫の後任)	
（同日任期満了による再任）	横溝 正子
若菜 允子	
同日本院の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。	
地球温暖化対策の推進に関する法律	
同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。	
日本放送協会平成六年度財産目録、貸借対照表並 び損益計算書並びにこれに関する説明書	
日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表 及び損益計算書並びにこれに関する説明書	
日本放送協会平成八年度財産目録、貸借対照表 及び損益計算書並びにこれに関する説明書	
同日本院を経由して郵政大臣から、郵便法第二十 七条の四第四項の規定に基づく平成九年度郵便業の損益計算等に関する報告書を受領した。	

官報(号外)

平成十年十月五日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「科学技術会議議員(前田勝之助君)、国会等移転審議会委員(新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江湛君、溝上恵君、宮島洋君、森亘君及び鶴尾悦也君)、公安審査委員会委員(大堀太千男君、佐々木建成君及び瀧田あゆち君)、日本放送協会経営委員会委員(須田寛君及び八島俊章君)及び中央労働委員会委員(岡部晃三君、鶴訪康雄君、花見忠君及び若菜允子君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	市川 弘君
石渡 清元君	岩城 光美君
岩井 國臣君	岩崎 純二君
岩崎 純二君	上杉 光弘君
海老原義彦君	大島 廉久君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	金田 勝年君
加納 時男君	景山俊太郎君
片山虎之助君	

二〇四名

村上 正邦君	笠本 邦茂君
森下 博之君	龜井 郁夫君
河本 英典君	河本 博昭君
岸 宏一君	木村 仁君
久野 一君	久世 公堯君
倉田 寛之君	国井 正幸君
佐々木知子君	鴻池 祥馨君
佐藤 泰三君	佐藤 昭郎君
坂野 重信君	坂野 重信君
塙崎 恽久君	塙崎 恽久君
末広まさこ君	清水嘉与子君
鈴木 正孝君	須藤良太郎君
田村 公平君	鈴木 政二君
武見 敬三君	田中 直紀君
中川 義雄君	田中 直紀君
中曾根弘文君	小川 勝也君
仲道 俊哉君	小川 美栄君
成瀬 守重君	今泉 昭君
野沢 太三君	江田 五月君
南野知恵子君	岡崎トミ子君
橋本 聖子君	小川 義雄君
橋本 聖子君	小川 義雄君
煙 恵君	竹山 裕君
林 芳正君	常田 享詳君
駒 浩君	中島 真人君
服部三男雄君	竹村 泰子君
日出 英輔君	千葉 景子君
保坂 三蔵君	寺崎 昭久君
松谷蒼一郎君	平田 直嶋正行君
三浦 一水君	平田 健二君
溝手 顯正君	堀 哲郎君
柳田 稔君	前川 忠夫君
本岡 昭次君	岩夫君
松前 連郎君	利和君
松崎 俊久君	高橋 令則君
藤井 康子君	高橋 令則君
廣中和歌子君	星野 明市君
平井 良一君	月原 茂皓君
真鍋 賢二君	戸田 邦司君
松村 龍二君	佐藤 道夫君
水島 裕君	西川きよし君
村上 正邦君	堂本 晓子君
	岩瀬 良三君

二八

篠瀬 進君	森田 次夫君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
和田 洋子君	吉田 之久君
荒木 清寛君	薬科 満治君
海野 義孝君	魚住裕一郎君
大森 礼子君	大森 礼子君
加藤 修一君	加藤 修一君
木庭健太郎君	木庭健太郎君
白浜 一良君	白浜 一良君
但馬 久美君	但馬 久美君
鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜田卓二郎君
日笠 勝之君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	弘友 和夫君
益田 洋介君	益田 洋介君
森本 晃司君	森本 晃司君
山下 栄一君	山下 栄一君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
小山 元君	小山 元君
峰男君	峰男君
泰介君	泰介君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
内藤 正光君	内藤 正光君
角田 義一君	角田 義一君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
入澤 肇君	入澤 肇君
山本 正和君	山本 正和君
福島 瑞穂君	福島 瑞穂君
清水 澄子君	清水 澄子君
大脇 雅子君	大脇 雅子君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
山本 保君	山本 保君
大瀬 絹子君	大瀬 絹子君
山本 保君	山本 保君
田村 秀昭君	田村 秀昭君
戸田 邦司君	戸田 邦司君
星野 明市君	星野 明市君
月原 茂皓君	月原 茂皓君
佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
西川きよし君	西川きよし君
堂本 晓子君	堂本 晓子君
岩瀬 良三君	岩瀬 良三君

山下 八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
大森 礼子君	大森 礼子君
加藤 修一君	加藤 修一君
木庭健太郎君	木庭健太郎君
白浜 一良君	白浜 一良君
但馬 久美君	但馬 久美君
鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜田卓二郎君
日笠 勝之君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	弘友 和夫君
益田 洋介君	益田 洋介君
森本 晃司君	森本 晃司君
山下 栄一君	山下 栄一君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
小山 元君	小山 元君
峰男君	峰男君
泰介君	泰介君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
内藤 正光君	内藤 正光君
角田 義一君	角田 義一君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
入澤 肇君	入澤 肇君
山本 正和君	山本 正和君
福島 瑞穂君	福島 瑞穂君
清水 澄子君	清水 澄子君
大脇 雅子君	大脇 雅子君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
山本 保君	山本 保君
大瀬 絹子君	大瀬 絹子君
山本 保君	山本 保君
田村 秀昭君	田村 秀昭君
戸田 邦司君	戸田 邦司君
星野 明市君	星野 明市君
月原 茂皓君	月原 茂皓君
佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
西川きよし君	西川きよし君
堂本 晓子君	堂本 晓子君
岩瀬 良三君	岩瀬 良三君

山下 八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
大森 礼子君	大森 礼子君
加藤 修一君	加藤 修一君
木庭健太郎君	木庭健太郎君
白浜 一良君	白浜 一良君
但馬 久美君	但馬 久美君
鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜田卓二郎君
日笠 勝之君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	弘友 和夫君
益田 洋介君	益田 洋介君
森本 晃司君	森本 晃司君
山下 栄一君	山下 栄一君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
小山 元君	小山 元君
峰男君	峰男君
泰介君	泰介君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
内藤 正光君	内藤 正光君
角田 義一君	角田 義一君
谷林 正昭君	谷林 正昭君
笛野 貞子君	笛野 貞子君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
入澤 肇君	入澤 肇君
山本 正和君	山本 正和君
福島 瑞穂君	福島 瑞穂君
清水 澄子君	清水 澄子君
大脇 雅子君	大脇 雅子君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君
松 あきら君	松 あきら君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
齋藤 効君	齋藤 効君
佐藤 勤君	佐藤 勤君
山本 保君	山本 保君
大瀬 絹子君	大瀬 絹子君
山本 保君	山本 保君
田村 秀昭君	田村 秀昭君
戸田 邦司君	戸田 邦司君
星野 明市君	星野 明市君
月原 茂皓君	月原 茂皓君
佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
西川きよし君	西川きよし君
堂本 晓子君	堂本 晓子君
岩瀬 良三君	岩瀬 良三君

## 官報(号外)

反対者氏名	山崎 力君 海野 徹君 曾野 久光君 高橋紹世子君	岩本 荘太君 椎名 素夫君 田名部匡省君 松岡清壽男君
二三五名	井上 美代君 市田 忠義君 猪方 錦夫君 笠井 亮君 小泉 親司君 立木 洋君 西山登紀子君 君枝君 煙野 紀子君 吉岡 吉典君 宮本 岳志君 林 紀子君 日下部禮代子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉川 春子君 谷本 嶽君	太田 豊秋君 岡野 裕君 加納 時男君 片山虎之助君 釜本 邦茂君 金田 勝年君 景山俊太郎君 龜井 郁夫君 河本 英典君 金井 勝年君 木村 仁君 久世 公堯君 國井 正幸君 佐藤 重信君 佐々木知子君 坂野 寛之君 倉田 宏一君 岸 宏一君 亀谷 博昭君 鶴池 要人君 鷺井 博昭君 森田 次夫君 村上 正邦君 水島 裕君 松村 龍一君 平田 耕一君 真鍋 賢一君 林 芳正君 烟 惠君 保坂 三藏君 松谷薫一郎君 三浦 一水君 溝手 題正君 森下 博之君 森山 裕君 大野つや子君 上野 公成君 尾辻 秀久君 大島 慶久君 海老原義彦君 上杉 光弘君 太田 豊秋君 岡野 裕君 岡 利定君 加藤 紀文君 岡 大朗君 市川 一朗君 岩城 光英君 橋本 聖子君 福山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君 石渡 清元君 市川 一朗君 岩城 光英君 橋本 聖子君 福山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君 野沢 太三君 南野知恵子君 長谷川道郎君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 平田 健二君 福山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君 野間 起君 長谷川道郎君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 平田 健二君 福山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 内藤 正光君 長谷川 清君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君 角田 義一君 内藤 正光君 長谷川 清君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 日出 英輔君 服部三英雄君 駒 浩君 堀井 俊男君 廣中和歌子君 本田 良一君
賛成者氏名	阿南 一成君 青木 幹雄君 井上 吉夫君 石井 道子君	阿部 正俊君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君
一九三名		
国家公務員等の任命に関する件「宇宙開発委員会委員(澤田茂生君)及び中央労働委員会委員(谷口隆志君)」		

平成十年十月五日

参議院会議録第十二回

投票者氏名

二〇〇

星野 明市君	山本 正和君	島袋 宗康君
佐藤 道夫君	渡辺 秀央君	
奥村 展三君	西川きよし君	
水野 誠一君		
菅川 健二君	堂本 晴子君	河本 英典君
岩本 庄太君	岩瀬 良三君	岸 宏一君
椎名 素天君	菅野 久光君	国井 正幸君
田名部匡省君	高橋紀世子君	久世 公堯君
松岡滿壽男君	(宮崎満君)、労働保険審査会委員(藤村誠君)及び 中央労働委員会委員(磯部力君、今野浩一郎君、 落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫 君、西田典之君及び横溝正子君)	若林 正俊君
阿部 幸代君	三六名	足立 良平君
池田 幹幸君	井上 美代君	朝日 俊弘君
岩佐 恵美君	市田 忠義君	石田 美栄君
大沢 辰美君	緒方 靖夫君	今井 澄君
小池 晃君	井上 吉夫君	伊藤 基隆君
須藤美也子君	石井 駿雄君	浅尾慶一郎君
高橋 練三君	青木 駿雄君	斎藤 滋宣君
橋本 敦君	井上 吉夫君	佐藤 昭郎君
八田ひろ子君	石渡 清元君	鴻池 桂馨君
筆坂 秀世君	岩井 國臣君	坂野 重信君
山下 芳生君	上杉 光弘君	佐々木知子君
吉川 春子君	岩崎 純三君	倉田 寛之君
大脇 雅子君	太田 豊秋君	佐藤 泰三君
旦下部智代子君	岡野 裕君	佐藤 泰久君
谷本 錠君	加納 時男君	塩崎 恭久君
福島 瑞穂君	片山虎之助君	未広まき之君
三重野栄子君	釜本 邦茂君	須藤良太郎君
	龜井 郁夫君	清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
		清水景与子君
		坂崎トミ子君
		小川 勝也君
		岡崎トミ子君
		今泉 昭君
		江田 五月君
		木俣 佳丈君
		久保 直君
		小山 元君
		木村 仁君
		河本 英典君
		岸 宏一君
		国井 正幸君
		久世 公堯君
		若林 正俊君
		足立 良平君
		朝日 俊弘君
		石田 美栄君
		今井 澄君
		伊藤 基隆君
		浅尾慶一郎君
		斎藤 滋宣君
		佐藤 昭郎君
		鴻池 桂馨君
		坂野 重信君
		佐々木知子君
		倉田 寛之君
		佐藤 泰三君
		佐藤 泰久君
		塩崎 恭久君
		未広まき之君
		須藤良太郎君
	</td	

官報(号外)

荒木 清寛君	海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	木庭 健太郎君	魚住裕一郎君
但馬 久美君	白浜 一良君	大森 風間
鶴岡 洋君	浜四津敏子君	澤 たまき君
弘友 和夫君	松 あきら君	高野 博師君
市田 忠義君	山下 栄一君	日笠 勝之君
井上 美代君	渡辺 孝男君	益田 洋介君
緒方 靖夫君	井上 美代君	森本 晃司君
笠井 亮君	市田 忠義君	山本 保君
小泉 親司君	西山登紀子君	阿部 幸代君
立木 洋君	煙野 君枝君	池田 幹幸君
大瀬 純子君	林 紀子君	岩佐 恵美君
吉岡 吉典君	宮本 岳志君	大沢 辰美君
梶原 敬義君	吉川 春子君	小池 晃君
清水 澄子君	山下 芳生君	須藤美也子君
照屋 寛徳君	筆坂 秀世君	富樫 練三君
測上 貞雄君	日下部博代子君	橋本 敦君
三重野栄子君	谷本 巍君	八田ひろ子君
福島 瑞穂君	大脇 雅子君	高橋紀世子君

反対者氏名

○名

村沢 泉	牧君	山本 入澤	正和君
扇 千景君	高橋 令則君	戸田 邦司君	肇君
高橋 康介君	渡辺 秀央君	星野 朋市君	佐藤 道夫君
鶴保 幸夫君	島袋 宗康君	西川 きよし君	山崎 正和君
平野 貞夫君	奥村 展三君	堂本 晓子君	入澤 肇君
奥村 滋一君	水野 誠一君	岩瀬 良三君	戸田 邦司君
曾川 健二君	曾川 健二君	山崎 力君	星野 朋市君
岩本 莊太君	椎名 素夫君	西川 きよし君	西川 きよし君
椎名 素夫君	田名部匡省君	高橋 紀世子君	高橋 紀世子君
松岡 漢壽男君	○名	高橋 紀世子君	高橋 紀世子君

官 報 (号 外)

平成十年十月五日 参議院会議録第十三号

第三種郵便物認可日  
明治二十五年三月三十日

(第四号の発送は都合により後日となるため、第十三号を先に発送しました。)

発行所  
二東京一〇番四號  
大藏省印刷局

電話  
03 (3587) 4294

定額  
（本体  
料 一〇〇円  
別）